

平成30年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年6月8日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	小池武敏
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
会計管理者	西山里美	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	久原雅紀
白石創生推進専門監	坂本博樹	健康づくり専門監	武富健
主任指導主事	石橋佳樹		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番 定松 弘 介

5番 川 崎 一 平

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 草場祥則議員

1. 在宅医療と在宅介護について
2. 商工業の振興について

2. 溝口 誠議員

1. 農業の振興について
2. 図書館事業の推進と効率的な運営について
3. 公用車の安全運転について

3. 中村秀子議員

1. 空き家対策について
2. 白石ブランドの育成について

4. 重富邦夫議員

1. 子ども・子育て支援について
2. ひとり親家庭の支援策について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
暑い方は上着をおとりください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、定松弘介議員、川崎一平議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。
順次発言を許します。草場祥則議員。

○草場祥則議員

皆さんおはようございます。

2日目の第1バッターということで、朝ちょっと栄養ドリンクを飲んできましたので、ひとつ張り切っていきたいと思いますので、ひとつ答弁のほうよろしくお願いたします。

私は大きく2つに分けておりますけど、一緒のテーマは在宅医療と介護についてということで、いかに老人の方を地域で守っていくかというようなテーマで話をしたいと思います。

この質問を思い立ったのは、私、2人のいところが亡くなりまして、1人は自宅で自宅介護を、延命治療はしないということで自宅で亡くなって、そのかわり娘さんが仕事をやめたというような例が一つと、あと一人は仕事をしとるもんで、一人娘で看病ようできないということで施設に12年ぐらいおって、そして亡くなったということで、2人の生きざまといいますか、そういうのを見ながらどちらでもありかなあというようなことで、ちょっとこういうふうなこと、どういうふうな体制になつとるもんか、ちょっと町にお伺いをしたいと、そういうようなことで質問いたします。

まず、在宅医療と介護についてということで質問いたします。

長生きするのが怖くて仕方がないと、子供は自分の生活で精いっぱい、介護はしてくれないだろうという人生相談が寄せられた。長生きをリスクと考える時代となってきたと新聞にありました。国は社会保障と税の一体改革により医療・介護サービスの提供体制について在宅での医療・介護を推進し、地域での生活継続を支え、介護が必要になったら住みなれた身近な地域で暮らせるように医療、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。高齢者を介護する老老介護は75歳以上になると自宅介護の3割を占める超高齢化社会が来る中で本当に在宅で医療・介護ができるだろうかというような不安になります。そこで私はこういうふうな体制といいますか、そういうものができてるものかどうか町にお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○矢川又弘長寿社会課長

今回、在宅医療と在宅介護につきましてお尋ねをいただいております。自宅に限らず、ついの住みかとして特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど、現在の病院、診療所以外において提供される医療や介護も広義、広い意味での在宅介護、在宅医療とされる関係者も多く、今回の御質問は自宅における医療や介護の取り組みということで限定してお答えしてもよろしいでしょうか。

では、本町の取り組み状況についてお答えいたします。

地域包括ケアシステムの取り組みの中で最も必要なことは医療と介護のサービスをどのように体系化していくことが重要かと考えております。まず、広域的な取り組みとしまして自宅で医療・介護のサービスを受けるためには高度な知識と専門的な資格

を持つ医師、薬剤師、理学療法士などの人材確保が必要となります。しかしながら、本町のみで人材確保をすることは難しく、武雄市、杵島郡の1市3町が武雄杵島地区医師会に委託をしまして医療と介護が一体的に提供される体制づくりをお願いしております。町としての取り組みは医師、薬剤師、理学療法士等13名で構成します白石町医療・介護等連絡会代表者会において各課題の解決に向け外部から講師を招いての研修会や勉強会を開催し取り組みを進めております。平成29年度改善に向け前進しました取り組みとしまして入退院調整ルールと自立支援型地域ケア会議があります。白石町入退院調整ルールは、医療・介護サービスを希望される場合、利用される方の服薬や自立度と介護量を知るADL評価の情報は不可欠となります。この情報が医療・介護施設間同士で共有されない場合もありまして迅速、的確なサービスを提供していただく上で課題となっております。医療従事者と介護関係者が情報の共有の手順を示しました白石町入退院調整ルールを作成いたしました。現在、町内の医療・介護施設におきまして情報の共有化が徐々に進んでいるところであります。

次に、自立支援型地域ケア会議は、これまでのケアプランは利用者の課題を介護関係者が介護サービスを選択しまして提供するお世話型となっていました。これを医師、理学療法士、栄養士等の多職種が参加する自立支援型地域ケア会議の中で利用者本人が希望する介護サービスを利用者に合った元気になるケアプラン作成に見直す取り組みを始めました。本当に在宅で医療・介護ができるだろうかとの議員からの御質問ですが、医療・介護のケアはお一人お一人の容体、介護度の状態によって異なります。医師を含む専門職で構成します医療・介護連絡会の事務局を役場包括支援センター内に設置いたしておりますので、まずは役場包括支援センターへの御相談をいただければと思います。

以上であります。

○草場祥則議員

つくられてそういうふうな相談といたしますか、それはどれくらいあったものでしょうかね。

○矢川又弘長寿社会課長

29年度の総合相談ということで年間約380件ぐらいの相談がございまして、介護保険、その他保健福祉サービスによるものが83件となっております。

以上であります。

○草場祥則議員

だんだんそういうふうなシステムといたしますか、できて、非常に心強くなってきたと、そういうふうに思っておりますけど、2番目の最後は家でと希望しても、大体80%以上の方が病院で亡くなっているというのが現状であります。終末期をどう過ごすか、どこで迎えるか、どこまで治療を望むか、元気なうちから考え、周囲と認識を共有しておくことが大事だと思いますけど、これは非常に今後大事だと思います。私のところにちょっと相談に来られた方が、これ言うてええ、胃瘻ですね、全然わからん

で胃瘻をお願いしたと。そしたら、もうちょっと5年ぐらいですね、そして月ちょっと十何万円ぐらいかかって、そういうようなちょっと私もわからんやっただもんじやというようなことで、ですからそこら辺は元気なうちに親子関係なりでどこまで治療していいか、それで最期はどこで迎えるかというようなことはお互いに話し合っておくというようなことの啓発を町はして、そういうようなことを大事なことです、ひとつ啓発してほしいと、そういうように思います。私なんかいつでも逝ったってよかけんがということで延命治療せんけんということで約束しておりますけど、そんなことで医師が患者の自宅を訪問し体調管理や緊急時の24時間対応、さらには患者の最期のみとりを行う、これが在宅医療と、そういうふうに思いますけど、在宅医療は地域の開業医の方々の協力なくしては成り立たないと、そういうふうに思います。そこで、開業医の方々には負担が重くのしかかってくるものと思われる中で医師会との協議はできているのか、またこの問題について本町はどのようなシステムを考えておられるか、医師会の関係、そこら辺をひとつお願いします。

○武富 健健康づくり専門監

在宅医療に関しまして地元医師会との協議の状況等についての御質問かというふうに考えております。

まず、在宅医療につきましては、団塊の世代が後期高齢者へと移行するいわゆる2025年問題が近づいております。今後高齢化が急速に進むことに伴いまして通院が困難な患者がふえ、在宅医療へのニーズが高まると予想されているところでございます。

在宅医療につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、患者が住みなれた環境で生活を営めるよう、かかりつけ医の先生を中心として、その地域内の各病院、診療所、薬局や訪問看護ステーション、介護事業者などが連携しながら急変時の対応やみとりを含め患者を支えるものでございます。そのため円滑な在宅療養移行に向けての退院支援や多職種協働によります日常の療養支援、急変時における往診、訪問看護、入院病床の確保を含めた急変時の対応、そしてみとりが可能な体制の構築が求められております。現在、在宅医療の多くが診療所を中心としました小規模な組織体制で提供されておまして、24時間対応、急変時みとりのための連携体制の構築が大きな課題であるというふうに認識をしているところでございます。

県ではことしの4月に今後の高齢化の急速な進展や人口減少社会に応じた病床数の適正化、在宅医療を重視し医療と介護の連携を進めることを盛り込んだ第7次佐賀県保健医療計画を策定されております。その中で自宅や介護施設など患者が望む場所で最期を迎えられるよう体制を整備するため療養施策といたしまして在宅医療に携わる多職種の連携、そして在宅医療を実施する医療機関や訪問看護事業所等の確保を掲げ、在宅医療を支援する病院や診療所の数を161施設から227施設に、訪問看護ステーションを68箇所から102箇所にふやす方針が打ち出されております。現在の在宅医療の提供体制については現状では十分でないというふうに認識しておりますので、今回策定されました佐賀県保健医療計画の内容を踏まえまして今後地区医師会と意見交換を進めながら、その体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

やっぱり開業医の方はそういうふうな在宅医療とかに携わるということは非常に負担が大きくなると、そういうふうに思います。その中で開業医の方の負担低減のために手助けできるというようなことで、今言われました訪問看護師、その方の役割と町内にどれくらいの方がおられるかお願いします。

○武富 健健康づくり専門監

訪問看護師の役割と人数という御質問だったかというふうに思っております。在宅医療提供の中心的役割を果たしますのが先ほど申しました在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、また訪問看護ステーションということになります。現在の訪問看護ステーションの状況ですが、県内で申しますと70事業所、それから白石町が属します南部医療圏で11事業所、町内では3事業所でございます。町内の3事業所につきましては、看護師がそれぞれ3名ということで、合計9名の在職があるというふうに聞いております。

以上です。

○草場祥則議員

ちょっと私勉強不足ですけど、それはお医者さん、開業医の方との連携ですかね、その訪問看護師を呼ぶということは。直接個人が電話して呼んでいいというようなシステムですか。

○武富 健健康づくり専門監

訪問看護ステーションの役割といたしましては、自宅に訪問し、健康状態のチェック、療養相談、入浴のお手伝い、リハビリ、またそして医師の指示による医療処置などの看護サービスを提供するというふうになっておりますので、一方では医師の指示によるサービスの提供というふうになろうかというふうに考えております。

○草場祥則議員

そしたら、直接個人が役場のほうに連絡して役場から訪問看護ステーションと申しますか、そういうふうなところに連絡が行くというようなシステムですかね。

○武富 健健康づくり専門監

訪問看護ステーションと役場の関係ということになりますけれども、役場へ連絡して訪問看護ステーションへ連絡が行くということではなくて、直接訪問看護ステーションという事業所のほうに連絡をとっていただくということになります。

○草場祥則議員

それと、今、在宅医療支援病院という話がありましたけど、これの役割と、それと

佐賀県と本町にそういうふうな登録店といますか、登録の病院があるかどうか、私の情報では全国に115病院ぐらいの登録があるというようなことを聞いておりますけど、佐賀県ではどうでしょうか。

○武富 健健康づくり専門監

先ほど御質問の在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所ということですが、その役割といたしましては、住みなれた地域で安心して療養生活を送れるよう24時間365日往診や訪問看護の提供が可能な体制を確保し、緊急時には直ちに入院できるようにするなど必要に応じた医療、看護を提供できる病院、診療所ということで地方厚生局のほうに届け出があった病院、診療所ということになります。

県内の状況を申し上げますと、支援病院につきましては県内で11病院、南部医療圏では4つの病院、白石町にはございません。また、支援診療所ですけれど県内で124診療所、南部医療圏で24診療所、そして町内には2つの診療所がございます。

以上です。

○草場祥則議員

そしたら、この在宅医療支援病院ですか、そういうようなことを医師会と話して、そういうふうな設立に向けての動きというのはまだないわけですか。

○武富 健健康づくり専門監

その在宅療養支援病院ということで条件が幾つかございまして、その条件をクリアする必要がございます。その条件をクリアするためにはなかなかハードルが高いというお話を聞いておりますので、現在のところ町内での病院については動きがなくてないという状況でございます。

○草場祥則議員

それはぜひ設立に向けて町としても検討していただきたいものだと思います。というのは、よう年寄りさんにお金かくもんかいて、まだ若かるとにどンドン銭までかけんばというような考え方も言う方もおられますけど、私は老後とかそういうようなほうがびしゃっと安定して安心してできないと若い人たちも安心して勤労とか仕事できないもんだと思っておりますので、そういうふうな在宅医療支援病院ですか、そういうような病院はひとつ大いに町としても医師会に働きかけて設立に向けて助言をしていただければいいと思いますけど、いかがでしょうか。

○武富 健健康づくり専門監

在宅療養支援病院の届け出に向けて積極的な働きかけをという質問でございましたが、高齢者の地域における生活を保障をしていくためには在宅医療を担います病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、そして福祉関係者などがそれぞれの役割や機能を分担しネットワーク化することが必要というふうに考えております。議員おっしゃいましたようにそういったネットワーク化を進めながら、あわせて病院等につつま

しても医師会と協議しながら検討させていただきたいというふうに考えております。
以上です。

○草場祥則議員

そうすると、私、ちょっと失礼しましたけど、1枚目の質問にこの改革の目的の一つである医療費削減というのは本町の見通しはということで住民課長に質問するのをちょっと忘れておりましたけど、いかがでしょうか、していいでしょうか。そしたら、住民課長、お待ちですので、ひとつ回答のほうよろしくお願いします。

○門田和昭住民課長

医療費がどういうふうに推移するかというふうな御質問でございますので、お答えしたいと思います。

ことし4月からの2018年度診療報酬改定では、在宅で療養する患者が複数の疾病等を有している等の現状を踏まえて複数の診療科の医師による訪問診療が可能となるなど評価の見直しがされております。また、先ほど健康づくり専門監が申しましたとおり、これから環境が整備されることによりまして在宅医療がふえてくるものと思われ

ます。
まず、在宅医療のメリットですが、一番に住みなれた環境で療養ができるという点でございます。病院で生活するよりも精神的にも安定するため、入院中は不眠だった患者さんが在宅医療を始めるとよく眠れるようになったとか食欲が増したりするなど、治療によりよい効果が期待できます。逆にデメリットのほうですが、患者の家族の負担が大きくなる点が上げられます。入院治療では日常のケアを看護師が行いますが、在宅医療の場合は食事や服薬の世話まで家族がサポートしなければならないというふうなことにまでなりかねません。そういうことで、もう一つ緊急時の不安が大きい点もデメリットでございます。入院治療ではスタッフも機材もそろっているため、緊急時にもすぐに対応することができます。在宅医療の場合には、先ほどまだ訪問看護ステーションの充実等がこれからしていかなければならないというふうな状況でございます。医療費に関して言いますと、一般的に入院治療を継続するよりも在宅医療のほうが安くなると言われております。しかし、緊急な場合の救急外来、それから往診がふえることが必然的に見込まれますので、現段階で医療費がどういうふうに推移するかちょっと判断をしかねる状況でございます。

以上です。

○草場祥則議員

なかなか医療費を削減するというのは難しい問題だと思います。また、ちょっと私考えて、私今商売しよるんで、病院が簡単に出しんさるやろうかということもちょっと私も考えるわけですね、地域のほうにですね。というふうなことで、よっぽど医師会としっかりそこら辺を考えて話し合ってもらってこの対策を練ってもらいたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

それでは、第3番目に、平成28年には世帯主の年齢が65歳以上が39%ということで

す。これが10年後には45%に達すると予想される中で、住みなれた我が家で家族とともに余生を楽しみたいというのがお年寄りの希望とするところでございます。しかし、家族にとっても今話されたように覚悟の要るところであります。在宅の介護で限界を感じたときに助けてくれる施設の充実ということはできてるやろうかと、そんな質問ですけど、この限界を感じたときに助けるシステムこそが地域包括ケアシステムだと私は思うわけですね。家族だけでは、これからの考えは家族だけではもうできないというふうなときに社会が手助けをするというような考え方が今からなっていくんじゃないかなと、そう思っております。そのための施設が充実しているものか、また看護師などの人的な心配はないのか、そこら辺のことをお聞きいたします。

○矢川又弘長寿社会課長

すみません、先ほど1問目のところで、すみません、総合相談件数を報告させていただきましたけども、29年度の部分で、すみません、1月末現在で示した数値でありましたので、先ほど述べました383件から少しまだ数的にはふえてるものと思います。後もって数字は報告をさせていただくことでよろしいでしょうか。

先ほど自宅での介護、限界を感じたときの施設はあるだろうかというお尋ねでありますけども、在宅介護をされていますと、介護されている方の体調不良や急な用事で家をあけるといった理由で一時的に介護ができなくなる場合があります。そんなときに利用できるのが介護サービスのショートステイという制度であります。一時的に施設に入所をし介護サービスを受けることができます。介護保険を利用されている方のショートステイは要介護度により限度額が異なりますので日数は少しずつ異なりますけども、連続して利用できる日数は最長30日までとなっております。サービスの提供施設は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設です。白石町内には6施設、杵藤地区管内町外には27施設がショートステイサービスを提供されております。

なお、ショートステイサービスを受けた後、当該施設へ引き続き入所を希望される場合は改めて申請をしていただきましてあきがない場合は退去していただくこととなります。また、介護保険を利用されていない高齢者の方には介護されている方が病気、事故等のやむを得ない事由に至った場合は利用料の一部負担をお願いすることで年間5日を限度に町単独のショートステイサービスを利用することができます。自宅から通って介護サービスやリハビリを受けることができるデイケア、デイサービスのように費用を抑えて利用できる施設もあります。役場包括センターには施設を含みます各種の介護情報を有しておりますので、御相談をいただければと思います。

もう一つ、就労状況のことをお尋ねいただきました。申しわけありませんでした。介護関連の従事者は全国で2015年が183万人で、人材不足は4万人でしたが、2025年には高齢者の増加に伴い約62万人増の約245万人の職員が必要とされております。約33万人が不足すると厚生労働省の推計が出されておまして、人材確保は喫緊の課題で、職員の処遇改善や介護ロボット、情報通信の活用、外国人の受け入れなど環境整備が国において進められているところでございます。町内の6施設の介護職員の就労状況につきましては全ての施設において法的な設置基準を満たされておりますけども、

施設を利用される方が十分に満足していただける水準の介護サービスの提供や交代要員がないなど厳しい労働条件を緩和できるまでの職員数を確保されていない状況にあるとの施設からのお答えをいただいております。

以上であります。

○草場祥則議員

この人的な問題は介護だけじゃなくいろいろな業種に広がってきてるわけですね。今後大きな問題になってくるんじゃないかなあと、そういうふうに思っております。皆さんにきょうお配りしております新聞のあれは、これはもう一番今後老後の一番幸せな例じゃないかなということちょっと皆さん方にお見せをしておりますけど、在宅で看病の母、優しい顔で逝くということで、この方は胃がんで亡くなられたということで、母は亡くなる前日まで在宅医や看護師さんにジョークを言いながら笑顔で過ごしていました。痛いのが大嫌いな母でしたから、なるべく痛みのない治療を続け、私と兄でみとることができました。母は優しい顔で亡くなりましたということで載っておりますけど、これが一番今後私たちが望む最期の終活の姿じゃないかなあと、そういうふうに思います。ちょっと皆さんに参考のためにちょっとお見せいたしました。

それでは、第3番目に商工業の振興ということで、私はきのうは前田議員が買い物弱者とか、そういうふうなお客様の立場で質問されましたけど、私は個店を中心とした店が今後どうなるやろうかというようなことで質問したいと思います。

高齢化が進む中で地域の商店が消えていると、あと10年したらどうなるのかと考えたときに、このまま黙って見過ごしていいのかという考えであります。高齢化世代の買い物交通手段、栄養バランス、少量の買い物、高齢者の安否確認など顔見知りの商店の役割は大いに今後出てくるものと思います。町も本腰を入れて商工会等と行動を起こす時期に来てると思いますが、いかがでしょうか。また、町、商工会、商店主、地域を交えた話し合いの場を設けることを進めるべきで、これも在宅医療、介護を支える上で重要な点ということで、生活支援の観点から何とかこのまま店がなくならんように何とか手を打たれんやろうかというようなことで、私なりに質問して、課長に質問したいと思います。今の現状をどう思われるかお聞かせください。

○久原浩文産業創生課長

今の現状でございますけども、おっしゃるように個人商店の廃業のほうは多くなってきているといったことで憂慮しているところでございます。ただ、黙って見過ごすのかという御質問でございますけども、地域に商店がなくなることは地域商業の衰退や買い物弱者の増加を招くことという形で非常に懸念をしているところでございます。以上です。

○草場祥則議員

ある話の終わりの中に、やめてどうしようもあもんかというような考え方も確かにあります。ただ、今話されたように買い物弱者とか今後の地域というのを考えた場合、課長もおっしゃられたようにどうしても店は残すべきじゃないかなあと、そう思いま

す。そこで、副町長にお尋ねします。副町長、どうやって残すか、副町長なりの考えがありましたら教えてください。

○百武和義副町長

議員のほうから各個人商店を残すべきではないかという御質問でございます。この件につきましては先ほど課長が答弁しましたように後継者の問題とか大型店の進出等による売り上げの減少、こういったことで本当に厳しい状況が続いているということは私も認識をいたしております。そのような中で各商店それぞれ皆さんいろんな工夫をしながら頑張っていたいております。私たちとしましてぜひ続けていただきたいというふうに思っているところでございます。

どういうふうにして残していくか本当に難しい問題でございますけれども、先ほど議員もおっしゃったように、本当に地元と密着した経営をされているということから、お年寄りの皆さんを相手にしてどんな商売ができるのかとか、例えば地元の方々とどんな交流ができるのかとか、そういったことを含めて地元と密着できるというメリットを生かした何とか経営を目指していければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

さすがに副町長は私が急に質問していいお答えをもらいまして、私もそういうようなことでいかに地域に密着するかということで、私の考えは、生活支援の一つの拠点と考えると町のある程度の例えば配り物は配ってやるとか、町の何かお知らせがあったら回るとか、そういうようなところで一つの行政の組織の中の一部だと、そして行政を助ける施設だというような考え方で、ひとつそういうふうな考え方で持っていたら何とかなるんじゃないかなと、そういうふうに思います。ただ、今の物販販売ではとても生活できないし、また後継者も今のままではとてもおらんというような考え方で私も考えております。その中でそういうふうな行政を手助けして基礎的な収入ぐらいはあるというような方策を何か考えないと、今後ますます潰れていくばかりじゃないかなあと、そういうふうに思います。そこで、町長、この討論を聞いて町長なりのお考えをひとつお聞かせください。そしてまた、町の出先機関というようなことで、あそこの店が配達してくださるから本当に助かるというようなことを聞くわけですね。でも、買い物の量というのは、もう何百円か何千円ぐらいですもんね。そんなことではとても店は立っていかんというようなことで、そのシステムといいますか、ネットワークを利用して何か町の出先機関の考え方といいますか、配り物を配ってもらうとか、そこら辺の何かちょっと一つの行政の組織の中に入れるというようなことで考えてもらえないでしょうか。

○田島健一町長

商店のお話と、また高齢化で買い物弱者の話もございましたけれども、地方に最後まで住んでいただくということも私たちはしっかりと支援をしていかないかんというふ

うに思うわけでございまして、まずもってこれまで課長とか副町長が答弁をいたしましたとおり、商工会を中心としてこの店主の方、また地域の方々の意見をどうしたほうがよかろうかというお話を町含めてさせていただきたいというふうに思います。これまでの話の中でも今社会福祉協議会でもかせすっけんとかいろいろな取り組みをしていただいております。そういったものを含めてもう一回原点に立ち戻って何がよかろうかというところを町挙げて議論をできればというふうに思っているところでございます。

○草場祥則議員

私も前言いましたように、とても今の物販の売り上げでは立っていかんと、そういうふうに思います。それで、商工会を入れて地域も入れてその店主も入れて、とにかく話し合いの場をつくって、なくなっていいやろうかというようなことから始めてもらって、ひとつ地域の生活の豊かになるように町の指導のほうをよろしくお願いを申し上げまして質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで草場祥則議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時10分 休憩

10時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。
通告に従い質問をいたします。

まず最初に、農業の振興について伺います。その中の第1でございますけれども、本町は集落営農組織の法人化を推進されておりますけれども、現状について伺います。

○堤 正久農業振興課長

御質問の集落営農組織の法人化の現状についてお答えをさせていただきます。

平成19年度から始まっております品目横断的経営所得安定対策に対応するために平成18年度に町内70の集落営農が設立をされておりました。その後、平成26年7月に白石町内では初めてとなります農事組合法人1 Bアグリが誕生します。ここから時系列で御説明をしたいと思います。平成27年7月、2 Bファーム、平成28年12月、ほくめい、平成29年1月、六角、平成29年10月、南有明、以上5組織が法人登記済みの団体でございます。

次に、本年の2月、白石稲穂、3月、錦江が設立総会を開催され、現在法人登記の申請の準備中の段階でございます。

また、J A竜王支所管内と福富支所管内においては法人設立準備委員会や法人化協議会を設置され設立総会開催への準備がなされている状況でございます。そのほかといたしましては、須古支所管内においては南部と北部、2つの集落営農組合でそれぞれ法人化準備委員会を設置をされ協議が継続中でございます。有明干拓支所管内につきましては、1 Bアグリ、2 Bファームの設立後、そのほかの集落営農組合についてはまだ法人設立準備委員会等設置されていない状況でございますが、今後設置されるようJ A杵島農業改良普及センターとともに支援をしていきたいと思っております。

取りまとめになりますけれども、今現在農事組合法人が5組織、集落営農組合数は合計31組織となっている状況でございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

この法人化は白石農業の発展の試金石になると思われ、今後の農業の。そういうことで今話がありましたように5組織が法人化されております。あと残すところあと若干準備委員会、そしてまた検討されるということで、近い将来、全白石町、全地域が法人化されるものと思われ。そういうことで、この法人化経営安定化へ向けた支援の方向性について伺いたいと思います。実は農業新聞で5月2日に載っておりましたけれども、この法人組織、5割が減収であるということで、供給力が落ち込み悪化をしているということでございました。その主な理由としましては高齢化をしているということであり、この従事者、法人の中の、高齢化、65歳以上が65%を占めている、それからもう一つは労働力不足、これが大きな要因であると。それから、大きな今後の課題としては経営の多角化をしていかなければこの減収を補うことができないということが農業新聞に載っておりました。そういうことで、この今設立されております設立以降、この法人に対しての本町としての支援のあり方、どうしていくのか、政策的にはこの農業新聞にもアンケートがとってありましたけれども、政策的には生産費を補う所得保障、それから2つ目が担い手の育成確保、それからもう一つは資材価格の引き下げ等をこの支援を要請がされておりました。そういうことで、この経営安定化へ向けた支援の方向性について伺いたいと思います。

○堤 正久農業振興課長

法人化後の法人の経営安定に向けた支援ということでございます。これにつきましては、国庫補助事業の経営所得安定対策がございまして、その主なメニューといたしましては畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタと米畑作の収入減少緩和対策、いわゆるナラシがありますが、このほかに水田活用の直接支払交付金、これにつきましては大豆や飼料作物、WC S等が当たります。主にこの3つのメニューに分かれていますところでございます。この中でゲタとナラシにつきましては、その加入や交付について認定農業者集落営農、認定新規就農者がその対象となっているところでございます。平成27年度に経営所得安定対策に係る集落営農の要件が見直されておまして、集落営農については法人化が確実であると市町が認めた場合に限り引き続きゲタ、ナラシに加入できることとなっております。

次に、集落営農法人の経営安定に係る補助事業でございますけれども、設立間もない法人につきましては、その経営が不安定となることが十分予想されます。それに伴いまして国庫、県単独、町単独事業それぞれに支援事業を行っているものでございます。

まず、国庫事業といたしまして農業経営法人化支援事業があります。集落営農組織や複数の個別経営体が農事組合法人となった場合に法人化に必要な経費などに充てるための費用として定額で40万円の補助を行う事業がございます。

次に、県単独事業では、集落営農組織法人化推進事業といたしまして集落営農法人化の設立初期に要する経費への補助があります。例えば10以上の集落営農が統合いたしまして一本化となった場合につきましては対象事業費1,400万円の補助率2分の1で最高700万円の補助が受けられる制度になっています。この対象事業費ですけれども、農業機械や事務所などを整備するいわゆるハード事業につきましては700万円の2分の1以内ということで350万円が限度となっております。

次に、町単独事業といたしまして集落営農法人経営安定化支援事業を設定しており、法人化1年目、30万円、2年目、20万円、3年目、10万円、合計の60万円を交付する事業といたしているところでございます。

また、法人化へ向けての、また法人化後の人的支援といたしまして平成29年度におきましては主に早朝や夕方から開催されます法人化に関する会議に担当職員が延べ87回出席しております。法人化後においても必要に応じ理事会等参加させていただいておりますので、法人運営の問題の解決の支援になればと考えているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

この法人化の設立に向けては各地域で準備委員会等を設けて、もう何十回となく協議をされております。そういう中で設立総会までこぎつけた、登記までできたというところがございます。非常に町としてもその会議等に、先ほど言いました本当に足しげく通っていただきまして助言をいただきまして設立になったわけでございます。また、先ほどありましたようにいろんな設立に向けて、また準備に対して国の支援、県の支援、また町の支援、単独支援をしていただいております。これも非常に助かる事業ではないかなと、そう思います。そういう中で先ほど言いましたように法人を設立したけれども経営的に本当に大丈夫なのかというのが一番この農家の皆さんはもう一番心配をされてる、ここが一番ネックでございます。とにかく今は集落営農組織から米、麦、大豆を中心にしてこの法人に移ったわけでございますけれども、今後経営に関しては集落ごとにいろんな経営形態を選んでいかれると思います。さまざまだと思います。基本的には米、麦、大豆を中心に集落営農を延長線上に経営をしていかれると思いますけれども、将来的には先ほど言いましたようにいろんな地域の特性を生かして園芸物を取り扱うとか、そういうこともしていくようになっていくと思いますけれども、まずはここ何年かは設立者は今の集落営農の延長線上にいくと思います。そういうことで、将来的な姿にどういう姿が一番理想的な姿になるのか、そうなったときの町としての支援について伺いたいと思います。

○堤 正久農業振興課長

法人化を現在5組織なされているところでございますが、やはり急激な変化を伴いますと誰でも不安になるというようなこともございますので、現在の集落営農法の法人化では、議員おっしゃるとおり米、麦、大豆を基本として現在ある農地を皆さんが耕作をしていくと、農地を守っていくというようなことになっております。一部法人ではWC Sまで含んだところでの法人化も検討されているようなところでございます。法人化の今後の方向性ということでお答えをさせていただきますけども、国では全国的に過疎化、高齢化が進んでおるということで、基幹的農業従事者が減少をしていく中で地域ぐるみで営農を展開していく集落営農を推進し、佐賀県において平成25年度の数値ではございますが622の組織がございまして、また白石町においても先ほど答弁いたしましたように70の集落営農が設立をされ、農業機械の共同利用、また農作業の共同化等々により組織の強化、生産コストの低減を図ってきたところではございます。しかし、現在離農者の増加、また家に跡継ぎはいても農家の後継ぎにはならないというような、そういうケースもふえてきている状況かと思っております。そういった方々の農地を誰が耕作するのかといった従前からあった問題が顕著にあらわれることが十分に想定される状況となっております。受け手の一つとして個別担い手や大規模農家が考えられますが、その方々も一部高齢化が進んできております。また、受託できる面積にも限界があるというふうに思います。このための対策が今までの支援をいたしております集落営農の法人化でございます。集落営農そのものではなくとも任意組織であるということでありまして、農地の受け皿にはなり得ないということでございます。また、この集落営農が法人化をすることによりましてより信頼できる農地の受け皿となることが可能となると考えております。法人の将来像の優良な例としてございますが、法人化することにより雇用をすることができます。その雇用をした職員を農繁期は構成員の農作業やコンバインなどのオペレーターに従事していただき、農閑期は法人が所有する農地に独自の品目を作付し、販売や6次化へ向けて取り組むことが可能となると考えております。

また、溝口議員御質問の中で申されましたように、露地園芸、また施設園芸などに取り組むことによって周年にわたって農作業に従事していただくことが可能になって安定した雇用もできるというふうに考えておるところでございます。さらに進めていけば農産物の法人直営店などを出店、開設するということが可能ではないでしょうかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

ただいま法人の将来像について伺いました。非常に最初に言いましたようにこの白石農業の大きな試金石になるということをお話ししました。そういう大事なこの法人化でございます。そういうことで、先ほど言われた米、麦、大豆も大事、この基幹で重要でございますけども、特に白石はタマネギとかレンコンとか、野菜の分野では本当に素晴らしいものがございます。そういうものを組み入れていけば、本当に将来的

に大きな展望が開けるのではないかなと、そこら辺をしっかりと進めていくためにも、町長、どうでしょうか、そこら辺の本町としての意気込みというんですかね、そこらをちょっとお話ししていただけたら。

○田島健一町長

現在、集落営農組織の法人化を町として推進をしてるわけですが、今後の農業の構造の変化についてでございますけども、農業従事者の高齢化や後継者不足などはさらに進むものというふうに考えられます。やはり5年後、10年後において離農者というのは紛れもなく増加するということが見込まれてる状況でございます。現在の任意組織であります集落営農のままでは離農による農地については全てが対応できるとは考えにくいというふうに思います。このため地域担い手の方々に農地を集積すること、そして集落営農の法人化によりまして法人が農地の受け手となっただきまして白石町の地域農業を守っていく、そういったことが必要だというふうに考えております。そういうことで、今、先ほど現在5組合、組織が法人登録をされて、その次にもだんだんと法人化に向けた取り組みをしていただいております。しっかりとこれに支援をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○溝口 誠議員

次に、農業の振興のちょっと順番が変わりますけども3番目の農業後継者対策について伺いたいと思います。

親元就農支援事業も町でしていただきました。また、今農業塾もされております。それ以外の取り組みについて伺いたいと思います。

昨日、前田議員のほうからも同じような質問がございました。その中の答弁で農家数が合併当時の平成17年から平成27年までに約3,059から1,762で約半数までいってませんが42.4%農業人口が、農家数が減ってるというお話もされてました。それからまた、その対策として白石町ではまち・ひと・しごと総合戦略の中でこの農業従事者をふやしていこうということで31年度まで目標として170名で今77名実績としてしてると。また、対策としましては、先ほど農業塾、それからまたトレーニングファーム事業、それからまた佐賀県の園芸育成対策事業、それからまた革新的技術導入、また県外の農家受け入れ、それからまた次世代人材投資資金、これは準備型で県が150万円、経営開始型、これは町が単独で150万円、それからまた県の事業で農の雇用事業、これは雇用就農育成タイプということで年間120万円、これ2年間、経営継承事業、これも農業経営ですね、120万円、これ2年間というさまざまなこの支援が今なされておると答弁でお聞きしました。そういうことで、特に若手農家の規模拡大、そういうことで、特に面積においては10年前からすれば若手農家が4.7ヘクタールから今7.1ヘクタール、1.5倍ふえているというお話がございました。そういうことで非常に新しく農業をする人にもいろんな課題がございまして、この面積がふえたということは投資額が、機械のとかいろんな資材の投資額が多くなったとか、それからまた施設や機械の費用負担がふえたということでございます。そういうことでございまして、この後継者対策について伺いたいと思います。

○堤 正久農業振興課長

後継者対策についてお答えをさせていただきます。

議員が御質問の中でハード事業について、るる御説明をいただきましたので、私からはソフト事業についてお話をさせていただきたいと思います。

町では白石町新規就農者確保対策協議会が農業をやってみようセミナーというものを開催をいたしまして、農業をやってみようと思う方たち、またその御家族等々参集をしていただいてセミナーを開催をしておるところでございます。その中では今議員が御質問の中でおっしゃったハード事業なり各種その新規就農希望者に対して制度の周知を図るための御紹介、また営農について品目ごとにその経営のあり方とかそういうものをセミナーの中でお知らせ、周知をしている状況でございます。それと、ことしの2月にも開催をいたしましたけども、白石町農業振興大会、この中で青年農業者の意見発表ということで行っていただいたり、青年実業会を中心に先進地視察等も実施をしていただいているところでございます。ほかに青年等就農計画の作成、相談によります認定新規就農者の認定を行ったり、これに伴いまして農業次世代人材投資資金の申請、給付、就農初期段階に必要な青年等就農資金の貸し付け及び先ほど御紹介のありました佐賀県の県単独事業の佐賀園芸農業者育成対策事業の申請等々を実施いたしてるところでございます。さらに、研修希望者を受け入れる白石農業塾、本年度建設予定のイチゴのトレーニングファーム事業です。それにほかには杵島農業改良普及センターが主体となって青年農業者等育成塾というものを開催をいたしているところでございます。基礎講座、年6回、選択講座が土地利用型コース、施設園芸コース、これを年8回程度開催して青年農業者の資質の向上に支援を行っているところでございます。

それと、月1回は農業次世代人材投資資金の受給者等を中心にいたしまして戸別訪問を実施いたしております。今後も白石町では関係機関、杵島地区青年農業者育成対策協議会等々も一体となって新規就農者の資質の向上を目指してまいりたいと、継続的な活動を支援していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

この支援のあり方、人的な支援、それから金銭的な支援、町、県、国、かなり力を入れていただいております。その上で農家の皆様に、特に後継者の皆様に周知徹底をしっかりとっていただきたいなど、知らなかったとか、そういうのがあれば利用したのという声が多々ございます。そういうことで、せっかくある制度をもし有効活用していくことが大事ということで、先ほども言いました人的なこと、金銭的なこと、しっかりと活用できるような方策をぜひお願いをし推進をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっと順番戻りましたが、2番目でございますけれども、全国的に農業分野における労働力の確保、大きな課題でございます。多職種介護職員に至っては2025年には34万人不足するのではないかなど。それからまた、県内の企業、中小企業でも正社

員の不足が6割という、全産業が労働力が不足しているというのが現状でございます。特に農業に関しては2016年には160万人弱という、約10年間で3割、65万5,000人減ったという、急激に農業の労働力が減っていると。最初に言いましたように、しかも人口が農業労働力が減って、しかも65歳以上が65%ですね、もう3分の2近くが65歳以上という高齢化をしているという状況でございます。本町における農業分野の労働力確保について伺いたいと思います。

○堤 正久農業振興課長

本町の農業分野においての労働力の確保ということでお答えをさせていただきますが、白石町ではこの労働力の確保対策を目的といたしました施策は現在取り組んでいないところでございますけども、労働力の不足を補うために各種補助事業を利用した省力化のための施設機械の導入、AI、IT、IoTですね、そういうものを利用した省力化とか低コスト化等を支援をしていくと、それと先ほど御答弁申し上げたように集落営農の法人化へ向けて推進支援と白石農業塾、イチゴのトレーニングファームなど各種後継者対策を実施しているところでございます。しかしながら、将来のさらなる少子・高齢化に備えて集落営農法人の状況、また地域の実態を見きわめながら、佐賀県、JAなどの関係機関での協議も必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

特に労働力不足は、もうこの白石の町にとっては深刻な問題になってくると思います。そういうことで、今の、特に外国人の技能実習制度による活用ということで、今回経済財政運営の基本方針ということで政府が骨太政策を打ち出しております。この中で特に5業種を決められて建設、農業、宿泊、介護、造船、この分野に関しては特定技能評価試験を実施し、それに合格した者は外国人であっても就労することができるという制度に変えるという骨太が発表されております。そういう政策の中で農業ではこの新しい資格を取って、概算ですが約2万6,000から8万3,000人、大きな幅がありましたけども、多くの外国人を農業に関しては受け入れるという、そういう体制をつくるということが打ち出してあります。そうなってきますと、将来的には先ほど言いましたように非常に各分野でも労働力が不足してると、この日本の若者だけではもう就労が難しいと、日本人だけでは、もうどうしても外国の方を労働力として受け入れるしかない、国もそういう方向性にかじを切りました。そういうことで、受け入れたそういう体制になったときに将来農作業だけではございません。やっぱり外国人が来られたらそこで生活をしなければいけません、教育もあるし、いろんなこともしていかなきゃならない、福利厚生。これは、もう絶対町もかかわっていかなければいけない。知らないということではできないと思います。必ずこの分野は町もかかわっていかなきゃならない。実は熊本県の八代市が、あそこはイグサ、イグサの大産地でございますけども、このイグサが時代とともに斜陽化しまして、今何にかわってるかというトマトにかわってます、ほとんど。かなりの面積、今栽培をされてますが、

ここに実は外国人の方が労働力として来ていただいて、かなりの数が来ていただいて作業、大体1軒につき3名ぐらいいらっしゃる。この八代市ではそういう外国人の方が来られて先ほどの生活支援、住居とか住まいとかそういう福利厚生、そこら辺の、まず住むところが大事なんです、そこら辺の支援をしていく、どういう形であるかわかりませんが、していくとなってるということで、非常にそういう先進的な事業である、将来的には白石もそういう形になっていくのではないかなと思われまます。そういう中で特に鹿児島県とか熊本県は非常に多くて、特に鹿児島なんかはJAを中心に外国人技能実習生の後押しとして受け入れ態勢を充実してやって、この適正推進機構というのをつくって関係14団体、行政とJA、いろんな14の団体として受け入れをどうするかということをしかり受け入れ態勢を協議をした。また、熊本においては第三者管理委員会をつくって実習環境を適正化してこの農家と契約を結んで支援をしていこうと、体制を行政もかかわってつくっているということでございます。将来的にはそうになっていくと思われまますけども、本町としてもどのようなことをされていくのか伺いたいと思います。

○堤 正久農業振興課長

外国人の労働者の確保ということでございます。制度的には外国人技能実習制度というのがまず現在実施をされているところでございます。この外国人技能実習制度につきましては、我が国で開発され培われた技能、技術等の開発途上国への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力するというを目的に実施をされております。

もう一つが、ことしの秋から外国人労働者を受け入れることとなるような国家戦略特区というのがことしから実施をされております。これにつきましては、この外国人技能、先ほど申し上げました外国人技能実習制度に加えて本年度新潟市、愛知県、京都府の3箇所を国家戦略特区農業支援外国人受入事業の対象地域と指定をしまして外国人の就農が始まる見通しとなっております。この農業支援外国人受入事業につきましては、国家戦略特別区域内において関係自治体や国の機関が参画する適正な管理体制のもと、農作業や加工の作業等に従事する日本の農業現場で即戦力となる外国の人材を特定期間、受け入れ企業ということになりますが、雇用契約に基づいて受け入れる事業となっております。この事業を創設を盛り込んだ改正国家戦略特区法及び同法施行令が平成29年9月29日に施行されております。これによりまして外国人の農業労働者を国家戦略特区で解禁する新制度に関し活用を目指す自治体が全国で少なくとも11地域であるとの報道もなされているようなところでございます。

続いて、溝口議員が御質問の中でされていた内容ではなく、国家戦略特区ではなく新たな外国人労働の受け入れということで、政府については今月の15日に閣議決定をするということにされているようなところでございますが、経済財政運営の基本方針、骨太の方針に人手不足が深刻な農業などの5分野の労働力を補うために外国人が日本で働くことができる新たな在留資格を創設することを盛り込み実現へ向けて秋の臨時国会へ出入国管理及び難民認定法の改正案を提出する方針であるようでございます。内容につきましては、ちょっとまだまだ制度の全体像が見えない中ですのでお答えで

きませんが、この制度については来年4月から創設を目指すというようなことで報道もなされているようなところでございますので、町としてもこの制度のさまざまなところで問題も外国人受け入れについては失踪とかそういうことでさまざまな問題もありまして、農林水産省でもJA等関係機関等も含めたそういう失踪問題とか賃金の不払い問題とか、そういうものを検討する協議会を設置をしながら問題解決に充てていきたいというような方向でございます。町としてもこの制度そのものの概要といいますか、全体像がはっきりした段階でも検討、国の方向を注視してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

将来的に大事なことでございます。町長の所感をお願いします。

○田島健一町長

この労働不足というのは、先ほど議員からも農業に限らず全ての分野においてということでもございました。また、先ほど課長の答弁にもありましたように、閣議でも決定されて農業など5分野の労働力を補うために具体的な方策を打ち出すということになってございます。私たち地元、直接農業をお願いするところでございまして、国に対して直接的には物は言えないところもあるかと思っておりますけども、地元選出の国会議員の先生等々にもお願いをしながら地方の私たちに合ったものをつくっていただくようお願いをしながら注視をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○溝口 誠議員

よろしくお願いします。

それでは次に、4点目、農村環境づくり「農地・水」の現状と今後の課題について伺いたいと思います。

これは、今実施されております、もう10年近くなっておりますけれども、この多面的機能支払交付金を活用しての事業でございます。この点についてのメリット、約10年以上たってます、メリットとデメリットについてお話をしていただきたいと思っております。

○笠原政浩農村整備課長

「農地・水」の状況とメリット、デメリットというようなことでございます。「農地・水」の事業につきましては、平成19年度から農地・水環境保全対策事業として開始されたところでございまして、当時白石町では55組織、取り組み面積3,050ヘクタールが取り組みが開始されたというような状況でございます。その後、向上活動支援交付金が追加され、平成26年度からは多面的支払交付金の制度が創設されまして、平成27年4月1日からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき制度となっております。現在の町内の取り組みの状況といたしましては、農地・水支払

交付金に67組織、5,176ヘクタール、それから資源向上支払交付金の共同活動に66組織、5,103ヘクタール、それから同じく資源向上支払交付金の長寿命化活動に51組織、4,466ヘクタールとなっております。町内の農振農用地の面積、約5,738ヘクタールございますけど、その約90%で取り組みがなされてるといような状況でございます。こういったことで取り組みがなされている組織については、これまで土地改良事業等で整備されてきた農道あるいは水路等の整備、維持管理が適切にできているものというふうに考えております。ただ、一部につきましてまだまだ取り組みがなされていない地域もございます。そういったところにつきましては、そういったところが若干手が届いてないという状況にあらうかと思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

この事業、本当に実施していただいて本当によかった点は細かなところまで手が行き届いて、小さなところに手が行き届いて事業ができるということで、白石町、全体的にこの環境づくりができていくことに非常に大きなメリットではないかなと思います。そういう中で特に今後の大きな課題としましては、非常にこれは運営していくのは地域の方々でございます。そういうことで、非常に運営上ふなれな点もございまして、非常に事務的に大変な部分があるということが一番ネックになっています。それからまた、事業の内容の推進も非常にどういうふうにしていけばいいのか、小さいところ10年近くやってきて、大きなところができないとか、さまざまありまして、そこら辺をどうしていくのかとか、非常に今後悩んでおられます。そういうことで、それに対する支援をどのようにしていくかをお願いします。

○笠原政浩農村整備課長

運営組織の今後の支援というところでございますけど、圃場整備を初めとする土地改良事業で造成されました施設等につきましては、農業振興地域に位置づけられている本町においては農家、非農家を問わず町の生活基盤の確立に大きく寄与していると認識しているところでございます。このような中、多面的機能支払交付金事業は農村地域にあっては必要不可欠な事業の一つだと考えているところでございます。この事業に取り組む組織の継続的な活動に支援していく必要があるというところでありまして、今後事務作業を支援するための方策を検討するとともに組織そのものの統合による広域化等も含めた事業推進を土地改良区など関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

よろしくをお願いします。

次、2点目、図書館事業の質問ですけども、ちょっと時間がございませぬので、申しわけありませんけど、3番目に移りたいと思います。

公用車の安全運転について伺いたいと思います。

公用車における交通事故の状況、過去5年間はいかがでしたでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

公用車の事故の状況について御報告します。

なお、議会報告分につきましては、事故発生年度ではなく示談が成立した年度での集計ということで御了解いただきます。また、金額も申し上げますが、これは保険の金額となります。

25年度の事故が総件数6件でございます。うち議会へ報告した分が3件、金額としまして総額32万4,450円となっております。26年度の総件数が4件、うち議会へ報告した分が1件となっております。金額としまして20万2,289円でございます。27年度の総件数が11件、うち議会報告分3件となっております。金額としまして187万6,188円となっております。28年度の総件数が13件、議会への報告5件、金額としまして110万2,611円、29年度の総件数9件、議会へ報告分2件、金額としまして107万1,713円となっております。議会報告以外の分についてが自損事故と申しますか、相手の損害賠償額がない件数でございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

私も議員になりまして5年以上たちますけども、もうかなりの数、実は職員における交通事故が発生をしております。そのたびに防止策をこのようにやっていきますということは述べられておりますけども、一向にこの事故が減っておりません。そこに対して再発防止策について、副町長、伺います。

○百武和義副町長

先ほど企画財政課長のほうから事故の件数についてお答えをさせていただきましたけども、件数については先ほど議員言われたように非常に多いという認識をしております。もちろん職員、事故を起こそうと思って起こしているわけではないというふうに思いますけども、交通事故に関しましてはこれまでも毎月の朝会、それから職員のパソコン上での掲示板、そのほか課長連絡会議、こういったあらゆる機会を通じて公務員としての自覚を持って交通法規を守り、時間にゆとりを持って安全運転に努めるよう指導を行ってきたところでございます。先ほど一向に減らないが再発防止策はということでございます。これについては、以前に、もう五、六年前になりますけども、当時職員による交通事故が少し多い時期がございました。そのときは集中的に職員に対する研修会、警察のほうも協力いただいて研修会等も実施をした結果、激減といいますか、大きく減ったという成果が上がった時期もございました。そういったことで、今後も職員に対する啓発はもちろん続けていきますし、そういった研修についても、また集中的に開催をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

物損事故、人身事故ございます。人身事故におきまして、今まで大きな人身事故はあっておりませんが、死亡事故とか、それも起きたら、もう大変なことだと思います。もし公用車で死亡事故を起こしたとなったら、町民の皆さん本当につくりされると思います。事故を起こさないということが一番大事でございます。そういうことで、私の提案でございますけども、実はドライブレコーダーの設置をしてはどうかということでございます。今はもうドライブレコーダー、車の、これはもう何年前前は非常に珍しくてつけてる方も少なかったんですけども、もう今ドライブレコーダーをつけてある車はほとんどつけてあるというのが現代の社会の状況であると思います。かなり多くなってまいりました。そういうことで、このドライブレコーダーをつけるとどうなるかといえば、まず職員の意識、安全運転に対する意識がまず変わってくると思います、つけただけで、意識がまず変わってくると思います。そしてまた、もし事故があったときに本人の聞き取り等もあると思います、警察のいろんな調べ等でわかると思いますけども、もうドライブレコーダーを見ればどういう状況で事故に遭ったのか、その状況がもうつぶさに見れるというのがドライブレコーダー、そういう事実確認に役立つ目的として利用できるということでございます。これは愛媛県の新居浜市では公用車全車にドライブレコーダーを導入をされております。そういう考えはないか伺いたいと思います。

○井崎直樹企画財政課長

公用車のドライブレコーダーの件でございますが、まず公用車の購入につきましては年間で計画的に更新しておりますが、まだ合併前に購入した公用車が10台ございます。また、走行距離10万キロを超えた公用車が16台ございます。随時更新してまいりますが、なかなか車の種類もさまざまでございます。県外出張用には、やはりハイブリッドとかという車、あるいは災害時では四輪駆動の車高が高い車、あるいは県内であれば軽でも大丈夫じゃなかろうかということで計画しておりますが、まだ更新でいく中で学校にあと2台とか保育園に1台とか、まだまだ更新していく必要の場所がございます。公用車の更新を進めることを優先してございましてドライブレコーダーの設置については考えておりませんが、ただドライブレコーダーや追突の防止システム、あるいはスノータイヤの用意とかということも予算枠もありすぐに対応することということには至っておりませんが、今現状としてはそういう更新を優先させていただいております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

公用車の更新にお金が要るということでございます。それで、すぐには導入はできないかもしれませんが、ひとつ導入するまではしっかり職員の皆様の交通安全に対する意識変革を推進をしていただきたい、それと同時に将来的にはドライブレコーダーを、金額的にはそんなもう何千万円もするような金額ではございません、ですので、そういうつけられる状況になれば、導入をぜひお願いをし、私の一般質問を終わ

ります。

○片渕栄二郎議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時30分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

通告に従いまして次の2点について質問いたします。

まず、空き家対策についてが第1点目でございます。

昨日、内野議員が空き家対策について質問をされました。佐賀市や先進的な自治体の例を参考に紹介し、現在白石町での空き家検討委員会から空き家対策協議会を立ち上げ計画を策定するとの回答を得たと思っております。また、一件一件の実態調査を行い、ランクづけが必要との意見が出されております。私も同じようなことを考えていたところでした。本町の空き家の状況は、年々その数を増していきます。昨年からの一年間でも統計資料見ても10件の増加をしております。今後、減るとはとても思えない状況で、白石町にとっては、もう本当に喫緊の課題ではないかと思っております。地域の方々にはさまざまな問題を持っておられてたくさんの苦情も寄せられているとお聞きしております。特に管理されずに放置されている空き家の状況についてどのように把握されているのかお知らせください。

○松尾裕哉総務課長

空き家の実態でございますが、資料にありますとおり総務課では203件の空き家があるということで6月1日現在把握をいたしております。これにつきましては、平成24年度に転居や転出、長期の入院等によりまして住居、活用されてない建物を対象に調査をしていただきまして、まずその時点では221件の空き家がありまして、その数をもとに解体や建てかえ等の現地調査を行いまして更新をかけた結果でございます。総務課では住民の方から苦情や相談があった案件や外観目視からわかるような危険な家屋について対応いたしております。空き家の状況でございますが、町民の方から苦情、また相談を受けた内容といたしましては経年劣化で起きます外壁や屋根、瓦の破損や落下、それから小動物や害虫の繁殖、それから雑草や庭木の繁茂などが主なものとなっております、そういうふうなものが特に危険空き家等として把握をしているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

総務課に寄せられたそのような苦情に対しての対応はどのようにされているのでしょうか。現在のところでお答えください。

○松尾裕哉総務課長

そのような相談、苦情等への対応でございますが、まず空家等対策の推進に関する特別措置法におきまして第一義責任のある所有者等の調査を行いまして所有者等を特定いたしまして適正管理のお願いの通知を送付し適正管理をお願いをいたしております。その中で連絡がとれます家屋の所有者等につきましては、樹木や雑草除去等の事業者の情報提供、それから家屋解体事業者の情報の提供、それから特定空き家等除去事業費補助金の説明、それから税務課、これは固定資産税関係でございますが、税務課への案内、それから空き家の有効活用の相談、これにつきましては空き家バンク関係でございます、それから地元地域への管理等のお願いなど適正管理から解体除去までのお願いや助言を行っております。また、放置されている空き家につきましては所有者等の特定が困難な事案も存在するわけでございますが、調査を進めながら空き家等の適正管理のお願いの通知やチラシを送付しながら家屋の現状を理解していただきたいということで根気強く取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

通知をしたり啓発をしたり指導しているというような現状をお聞かせいただきました。なかなか遅々として進まないというのが実感でございますけれども、またさっきの資料の中で質問があるんですが、この資料の中でずっと伺っていると、自分のところはゼロという数字だけど、実際は空き家だけど、時々来られて、盆、正月来られて掃除をされるというところは空き家じゃなかとやろうねというような感想を漏らした方がいらっしやいました。これは地域の方に、区長さんか何かに聞いて出された数字じゃないかなというふうに推測しておりますけども、そこら辺の統一、この数字を出すに至ってどういうものが上がってきているのかということはどうなんでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

この203件という数字につきましては、先ほど申し上げましたとおり、24年に調査をいたしましたものを基本としておりますが、その後に例えば水道の栓が閉まっておったり、また逆に使用がされているというような状況があったり、また私どもが空き家の現地調査に入るときに、また二、三件隣また新たに空き家が発生したりというようなこともございまして、そういうようなことをもろもろ更新等をかけましてこの数字を上げております。基本的には空き家等につきましては特別措置法の中でこういう規定がございまして、空き家等とは建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地を言うというようなことで、常態というものがどういうものかということで議員さん言われましたように、例えば1年間もう全く住んでおられないというようなことが基本的にはそういうようなものが空き家等として対象になってくるものだと思いますが、今おっしゃい

ました203件の中には特に盆、正月帰ってきてそういう掃除とかをされてることもあ
ると思いますが、その辺までの詳しい実態がつかめておりませんので、空き家等とす
ることで件数の中に入れさせていただいております。

○中村秀子議員

この数字は各地区で、地域で、出されている各行政区でまちまちであるというよう
な、ひょっとしたらそこら辺の統一はなされていない、調査された区長さんあるいは
数えた方の主観がちょっと違ったりするということも大いにあるということですよ、
そういうふうを受け取っていいのかなというふうに思っております。そこら辺はもう
少しきちんとした、新しいうちに登録しないと、行く行くは特定空き家になってしま
いますので、そこら辺のうちからの把握が必要じゃないかなというふうには思ってお
ります。

また、現在資料、こういうふうにいただきましたこの中で特定空き家が2件除去さ
れたというような旨の答弁もきのうありました。この特定空き家については法令に基
づいて立入調査がまず1点目、2つ目に助言または指導、所有者みずから意思による
改善を促すということ、3番目として勧告、勧告がなされた特定空き家は固定資産税
の住宅用特例の対象から除外するという事なんです。4番目に命令、勧告に係る措
置を命令する、金銭がないことは正当な理由にならないと書いてあります。5番目に
行政代執行という5つの段階を経て除去ということになっておりますけれども、この
2件の事例ですね、どのような経緯で除去が成立したのでしょうか。また、補助金の
有無についてお知らせください。

○松尾裕哉総務課長

除去の状況でございますが、この除去につきまして、私ども、今議員おっしゃいま
したとおり、まず助言、指導というようなことが最初に所有者の方へ行うわけですけ
ど、その中で2件除去を行った中で1件は遠方に居住される所有者に適正管理の通知
を行ったところ、危険家屋の状況を理解していただいて除去に踏み切られたというこ
とでございます。

もう一件につきましては、相続人の死亡後、財産管理人がおられまして、財産管理
人に適正管理を依頼しましたところ、適正除去を、家屋の除去をしていただいたとい
う案件でございますが、2件の案件とも勧告まではいっておりませんで、指導、助言
のところに対応していただいたということでございます。

以上です。

○中村秀子議員

特定空き家に至るまでに、特定空き家というのはこれだけある中のたったの、たっ
たのという感想なんですね。例えば小城市なんかでは、小城市の調査を見ると、全体
の30%近くが危険、特定空き家ではないですけども危険とみなされる空き家という
ことで新聞にも掲載されておりました。そういうふうな空き家が本町にもたくさん、
数件ということではないだろうというふうに確認しております。特定空き家には指定

されておりましたが、それに近い空き家の対応というのが今の段階では特に必要じゃないかなあというふうに思っております。特に通学路沿いにあるような危険の家屋はちょっとした風や雨などで思わぬ被害をもたらす可能性があります。早急な対応が必要なのではないかと考えておりますけれども、その辺の対応についてお答えください。

○松尾裕哉総務課長

通学路沿いにある危険な空き家についての対策、対応でございますが、昨年度と今年度におきまして瓦の落下、飛散の危険がある家屋の軒先の部分の撤去、それから落下の危険のある軒先の空調室外機の撤去と危険家屋への安全対策と児童の侵入防止を防ぐため庭木の伐採と防護ネットの設置を緊急対策措置として実施をいたしました。その中で飛散の危険がある空き家の軒先の撤去と落下の危険のある軒先の空調室外機の撤去をいたしましたと申し上げましたが、この2件につきましては通学路にあります危険な空き家に対応します対応策を実施をいたしているところでございます。もう一件も通学路ではございませんでしたが児童が侵入するという事で地域から要望ございましたので、職員、また地元の方々とこの3件の中は職員とか地元の方の協力をいただいて撤去を行ったところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

撤去というと危険な瓦を落とす、室外機をおろす、規制線のテープを張る、そういうことを行われたということですね。そのままこれ今後どういうふうなことになるのでしょうか。そこら辺の、今後また台風も発生しておりますし、雨風もそういう時期を迎えますので、そこら辺の対応はどのようなことかお聞かせ願いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

危険のある空き家でございますが、第一義責任はあくまでも所有者にあるということでございます。それで、一番最初に申し上げましたように基本的には所有者の方にそういう適正な管理をお願いするという事で啓発をしていくわけでございますけど、いざ危機管理上、緊急性の事案が発生した場合には、町、また所有者、地域住民らの多様な主体が協働して取り組みを進めていくことが有効となると思いますので、今後そういうふうなことで取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

安全な通学路を確保するという事は第一義に必要なことだと思っておりますので、学校や学校運営協議会あるいは地域とも話し合っって子供たちの安全・安心を第一に考えて早目の対応をお願いするところです。

また、このように本町の空き家の問題は現在、きのうの質疑の中でも、内野議員の質疑の中でも各課、総務課及び企画財政課、それから建設課に税務課とか、いろんな課が横断的に対応していらっしゃって、どこに窓口があるのかというのは非常に住民

目線ではわかりづらいところがございます。また、対応についても横断的なところだと、これだけ大きな課題になったときには、みんなの問題では事が進まないんじゃないかなあというふうに思っております。このことについて専門的に対応する部署が、独立した部署が必要じゃないかなと思っております。ほかの市町では空き家対策室だとか別にこのごろ何件が出ているのを目にいたします。白石町もそういう面では決して空き家少ないところではございませんので、そこに行ったらいろんな情報がすぐわかる、対応してもらえるとというような独立した部署が必要じゃないかなというふうに考えるんですけども、そこら辺の組織的な対応はどういうふうにお考えでしょうか。

○田島健一町長

議員から空き家対策についていろいろと御質問いただいております。また、先日の内野議員と、また中村議員ともこの空き家問題については幅広いということで、町の部局の中においてもばらばらじゃないかというような御意見を賜りました。町長部局もさることながら先ほどは学校、通学路ということもございまして教育委員会の学校教育課も関連をするわけでもございまして、町全体として核になる部局、部署を設置する必要があるのかなあというふうにも思います。これまでリーダーとしては総務課がリーダーとして、そして関係部局での打ち合わせ等々を差し上げとったわけでもございますけども、総務課の中に確固たる専門部署を設置することも必要かなあというふうに今考えてるところでもございまして、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○中村秀子議員

一步でも先に進めるような対応をしていかなければいけないというふうに思っております。

また、町内の若者が結婚を機に町外へ移り住むというケースが私の周りの若者の中に結婚してちょっと他町に住んでますとって愕然とする次第です。こんなに空き家もたくさんあるし住むところはあるのに、住む場所あるのに、何でよその他地域に行かなければいけないんだろうかなあというふうに非常に思うところです。資料はちょっとそこら辺はどのくらいかということではできかねないということですけども、皆さん身の回りで私が感じている中で新しく新世帯を持って親と同居じゃない場合、親と同居しない場合は別世帯を持つ、そのときに町内の宅地とか物件ですね、に住まないというのは非常にもったいないなあというふうに思っております。人口減少を何とか食い止めて若者の移住・定住を促進するための方策についてどのように考えているのか、特に町外にそのような借家だとか町外に家を建てるとか、少なくとも本町の若者が本町で定住をするための施策とかそういうふうな取り組みについてどのようにお考えかお聞かせください。

○坂本博樹白石創生推進専門監

町内の若者の定住化あるいは町外からの転入、移住の促進策ということでございま

す。本町におきましては町内にある空き家の有効活用を通しまして移住・定住の促進による地域の活性化を目的として平成30年3月から空き家バンク制度を創設し実施をいたしているところでございます。この制度の促進策と活用促進策といたしまして、空き家バンク物件流通促進奨励金制度、これは制約物件が対象になりますけれども、登録者には10万円、移住者には20万円、町外移住者につきましては商工会の商品券の10万円を追加という形で助成をいたしております。また、町外からの移住促進策といたしまして移住・定住支援空き家バンク物件改修補助金制度、これは町外からの移住者のみが対象でございますけれども、そういった改修に対しまして補助事業の2分の1以内、50万円を上限に助成を同時に創設して町内外からの移住・定住を支援をしているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

町外の空き家バンクを買った人については改修について補助が出るということで、ここも町内の若者についてもその支援はあってもいいのではないかなあというふうに考えております。いかがですか。

○坂本博樹白石創生推進専門監

先ほどの議員の御質問でございますけれども、この本町が取り組んでおります空き家バンク制度については平成30年3月から始めたところでございます、当然これから現行制度の点検なり検証、そういったものが必要というふうに考えておるところでございます。そういったところで、今、町外からの方の改修補助を出しておりますけれども、町内の若者、そういったある程度年齢を区切ったところでのそういった定住、そういったところについても今後検討、検証をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

そのようにぜひお願いしたいと思います。

そしてまた、若者、新世帯は整地された土地だとか、そういうふうな場所では見つけて家を建てるんだなあという事案が、何件か建物を壊して更地になったところでは家が建っているようです。また、空き家として活用できないような物件を取り壊した後の空き地を積極的にPRして空き家バンクとともに空き地バンクといいますか、こんな更地がこちら辺にありますよ、家を建てませんかというような中でも結構そういう土地の売り買い、移動はできるんじゃないかなと思っております。例えば旧白石町役場跡の宅地はほとんど売れておりますし、有明のあそこの室島のところの団地もほとんど家が建っております。新しい家を建てるときに宅地として整備されたところにはきちんと家が建つというようなこともあるんじゃないかなと思っております。土地をなかなか白石町、1種農地が多くて宅地にできないような事例もございましてけれども、空き家を解体して更地にすると、それを空き地バンクとして、空き家バンクと一

緒に空き地バンクも入れてもらってネット上で公開すれば、日本中、白石町以外の方もそれを検索しながらどうかなあというふうに思われるんじゃないかなあと思っておりますけれども、空き地バンクについてはいかがでしょうか。

○坂本博樹白石創生推進専門監

空き地バンクの創設についての御質問でございます。この空き地バンクにつきましても先ほどの答弁と重複しますが、このまず3月から進めた空き家バンク制度の検証、当然この検証の中には先ほど言われました空き地バンク、それと空き店舗、そういったところのバンクとしての登録、そういったところを検討していかなければならないと考えておりますので、その中で空き地の活用策のいわゆる空き地バンク、そういったところも今後検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

ぜひ空き地バンク、空き家バンクともに、それと危険空き家の、危険家屋の対応とかというのを一つの窓口で、空き家、そういうスペシャリストとして部署ができて、どうかなあと思った人が役場にきたら総務課とか白石創生、あそこ3階まで来なくて1箇所です。空き家のことはこの人に聞けばいいとか、うちの親戚が白石に何じゃ家ば建てたかと言わばってん、どがいねと聞かれたときに、あの人に聞きなさいと言ったら、きちんと現地まで出向いて物事を細かくいろんなことを知っている人がいて、ああ、わかった、そしたらそこにしようか思えるようなシステムの構築が必要じゃないかなあというふうに思っておりますので、そこら辺も含めて、ぜひ空き家バンク、空き地バンクあるいは家の解体、取り壊しして、そういったものが一括してできるようにお願いしたいと思っております。

次に、町内には優良農地が多くて、その転用には大きな制限がございます。宅地の売買で障害になっているというような事例というのはどのようなことでしょうか。

○久原雅紀農業委員会事務局長

御質問の件ですが、まず農地転用の手続を中心に御答弁いたしたいと思っております。

農地転用につきましては農地法に基づき行っておるところでございます。これにつきましては、ほかに売買、貸借等についても同様でございます。農地法は農地を農地以外のものにすることを規制するというところでございまして、農地を効率的に利用する耕作者により農地と協調しながら農地の権利取得を促進し、農地の利用を確保することにより農業生産の増大、そして食料の安定供給の確保に資することを目的としておるところでございます。本町におきましては合併前より優良な農地を確保するために圃場整備事業を行ってきております。農地を効率的に利用できるようにしてまいってきたところでございます。また、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき町内の農業振興地域の多くが農用地区域となっておるところでございます。御質問の農地転用する場合には優良な農地を確保するために農地法に基づいて審査さ

れており、許可の基準として農地の優良性、農地転用の確実性等を判断して県知事が許可、不許可を行っておるところでございます。農地には農地区分がございます。農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地と5つの立地区分に分かれておるところでございます。農用地区域内農地につきましては農用地利用計画に適合する農業用施設を建設する場合以外は認められないということになってございます。農用地区域から除外する農振除外と申しますが、その許可を得た上で農地法による転用許可を得る必要がございます。第1種農地、第2種農地につきましては、農業用施設、また集落接続の住宅、既存施設の拡張など一部例外を除き原則許可できないとなっております。例えば現状では第1種農地であっても実家の宅地と地続きで隣に分家住宅を建てるなどの場合には農振除外を経て集落接続の住宅として許可を得ておられるところでもございます。また、既存施設の拡張につきましても既存の宅地面積の半分以下であれば許可を得られておるところでございます。第3種農地については、原則許可ということになっております。最寄りの鉄道の駅から300メートル、役場から300メートル、これからできる予定でございます有明沿岸道路のインターチェンジから300メートル以内は第3種農地とされ、農地法上では原則許可ということになっておりますが、これにつきましても農用地区域内であれば農振除外をした上でなければ転用の許可にならないものでございます。転用をお考えの際にはそれぞれ目的等でございます。この仕組みの中で例えば要する期間、また要件であったりするものが場合によっては御不便を感じさせておるというケースもあるのかなということをおもっておるところでもございます。

なお、白石町では平成29年3月に町土の利用に関する全ての計画の指針とされるべきものとして多くの町民の皆様方の意見に基づいて白石町国土利用計画を策定したところでございます。農地については保全に努め、さらなる生産性の向上を図ること、住宅地については新規の宅地造成の場合などは原則として優良農地ではなく公共下水道や農業集落排水エリアに誘導を図ることを基本方針としておるところでもございます。今後ともそれらの指針に沿ってまいりたいと考えておるところでもございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

今、お聞きしただけでもとっても難しいということがわかりました。私、この空き家対策の関連で質問をこれを出したわけですね。空き家になっている家というのは田んぼの中に長いきんど道があつて真ん中にぺこんと家、宅地がある、それを潰したら非常に農業以外は使い勝手の悪い宅地で売買がなかなか難しい。一般の人は農業をしていない人はその水田、田ですから、なかなか買えないわけですよ、宅地も含めてその地域の、このくらいだとするとこのくらいを買いたいというときに、田を含めてということはなかなか売買が進まないということがあつたようで、そこら辺を緩和できることができれば空き地、空き家対策というか、空き地を更地にしてその売買が進むんじゃないかなあというふうに思っておりますが、そこら辺についてできるということであればどのような場合にとつて、わかりやすく短い時間でもお願いいたします。

○久原雅紀農業委員会事務局長

御質問の件は、白石町独特のきんど道の長い宅地の部分をそのままどうにか生かしながらもっと形が整ったものというようなこととお受けした場合にはつきましてちょっと回答差し上げたいと思います。

これは今から申し上げることは農振除外が前提となっておりますが、家屋が建っている宅地、生活道路から離れ宅地につながっているものが多く見られるところがございます。この宅地進入路が狭く改善を希望される場合、拡幅を希望される場合には、通行に必要な面積分を農地の分を分筆し、宅地進入路の拡幅をすることはできます。また、施設の増築、これ車庫、駐車場等の造成が必要になる場合、その宅地に造成が必要になる場合も造成する部分の面積が既存の宅地の面積の2分の1を超えない範囲で転用をすることができます。分家住宅を建設した場合も既存の宅地では手狭であれば既存の宅地に隣接して必要な面積を分筆して転用をすることができます。このようにその目的に必要な宅地面積を転用するものでございますが、その分についての転用は可能でございます。ただし、過剰な計画をお立てになったり必要以上の広い面積を転用することについてはお控えいただいております。

以上でございます。

○中村秀子議員

家をちょっと手放すので買ってくれと言われても、たったこれだけじゃ事業ができない、もうちょっと広い範囲で買えたら、家屋を潰して更地にしたところを買ってもいいけどという方がいらっしゃった場合に、そこら辺の柔軟性というのがあれば、そこがもっと、例えば事業されるのであれば雇用も創設できますし、町の発展につながるのではないかなあというふうに考えております。農地法だとか農振法だとか非常に農政については細かな基準が多過ぎて難しいところではございますけれども、条例で何とかできる場合については柔軟な対応で宅地の売買あるいは農地の売買がスムーズに進めばなというふうに考えているところです。

次に、産地ブランドの育成についてという2点目の質問に入らせていきます。

本町のタマネギは甘みややわらかさから評価も高く特産品であります。本町の農業でさらにそのブランド力を高め、販売促進をやっていかなければなりません。国内での販売促進の方策についてどのように働きかけていこうというふうにお考えでしょうか、お願いします。

○久原浩文産業創生課長

お答えをいたしたいと思います。

本町のタマネギにつきましては、今がまさにシーズンであり、全国に向けて出荷をされているところがございます。JAさが白石地区の地域別出荷計画によりますと、関東、京浜等のとりわけ首都圏が全販売量の6割近くを占めているところであります。ブランド向上のためには主に首都圏でのPRが重要であります。白石町の特産物のPRにつきましては、白石町、それから農協、漁協、それから商工会、それから3

地域の直売所で組織する産物直売所連絡協議会で組織しております白石町特産物PR推進協議会で活動を行っておるところでございます。直近の活動といたしましては、4月下旬に東京都及び千葉県的大型店舗におきまして、しろいしみのりちゃんを使ったタマネギの販売促進活動を行うとともに、町長と農協幹部によるトップセールスを行っております。首都圏における販売促進活動につきましては、消費者に対してPRを行うとともに市場関係者や大型店舗等に対してPRを行うことを目的としております。また、白石町産のタマネギとしてふるさと納税の返礼品にも取り入れておりまして、白石ブランドの向上にも努めておるところでございます。今後につきましても本町特産物のブランド力向上を図るためPR推進協議会におきまして販売促進活動を初めとする情報発信を行っていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

次に、30年産タマネギも収穫期を迎えて、先ほどおっしゃったように圃場では収穫作業が行われておりますが、あちこちの圃場でベト病が発生しております。これはさまざまな要因がございますが、その対策もJAあるいは町でも指導されております。防除も必要ですが、予防の第一は土づくりであるということは明らかなことです。安心・安全な白石産タマネギを前面に押し出していくのブランドづくりは高く売れるタマネギの重要な施策でございます。消費者は安心・安全な農産物を求めており、土づくりをしっかりとやっていることをさまざまな媒体を使ってアピールすることは産地としての差別化にもつながります。今年度予算ではタマネギの生産安定対策事業、土づくり推進事業、また産地パワーアップ事業等が行われる予定でございます。現在申請の状況はどのくらいでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

現在の事業の申請状況ということでございますが、現在実施計画を作成して県のほうに承認願いを出して各事業において事業ごとにその実施計画の承認が来て各事業主体からその時期時期に応じての申請を行っていただくということで、その申請をもとに県のほうに再度申請をして交付決定等が来ているような状況でございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

まだそういう段階では、どこの圃場にどこの生産者にとということではないということですね。これから作業が行われるというようなことでしょうか。予算上では堆肥が1,500トン、サブソイラーに越年罹病株処理費が計上されておりますが、罹病した全体の圃場について計画的に土づくりをしていく必要があるんじゃないかなあと思っております。タマネギ圃場の全体の土づくりの計画についてどのように推進していくお考えでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

タマネギにおける土づくりの全体的な計画ということでございます。土づくりについては、各農業者の考え方に応じて牛ふん堆肥を選択される方、またその他のもの、有機肥料とか、そういうものを選択される方、さまざまでございます。農業経営の中での自分なりの考え方ということでございますので、それを行政が計画的に推進をしていくということではなく、各農業者の主体において土づくりを行っていただくということで考えておりますので、町全体、またJAを含めてもそういうこの農地についてはこういう土づくりを行っていくよというような計画はございません。

以上でございます。

○中村秀子議員

私は農業に詳しいわけではございませんが、農地または農業をされている方に伺ってみると、やっぱり土づくりが大事だと。昔は小さな圃場だったから土づくりも容易だったけど、今は機械も大型化して重量もあるし、また広い耕作面積の中で一々土づくりというのは大変だというような意見も伺っております。しかし、それなしでは白石のタマネギのブランド価値は上がらないというふうに思っておりますので、ぜひそういう面での支援だとか啓発だとか、みんなで白石産タマネギブランド力を高めるんだという意識、そういう地道な作業を堆肥づくりだとか、そういうふうなことをネットあるいはいろんな媒体で宣伝していただくことによって、どうしてもその白石産地タマネギを購入したいという消費者の意向も出てくるんじゃないかなあというふうに思っております。また、堆肥の確保だとか堆肥をまくバケットマニアというんですかね、そういう機械の補助についても考えていただければと思っております。

次に、道の駅には1年を通して新鮮なタマネギが出荷されることが期待されていて、それもブランド力になると思っております。年間を通して安定した販売体制を確立し、端境期に収穫できる超極早生タマネギ、トップゴールドというんです、品種は、その生産者の育成についてどのようにお考えでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

お答えをいたしたいと思えます。

道の駅しろいしにつきましては、来年春のオープンを目指し、現在出荷者の募集を行ってるところであります。より多くの町民の方に会員になっていただき、いろんな野菜や加工品等を出荷していただきたいと考えております。その中でもタマネギにつきましては主力の商品でありまして、年間を通じて栽培できれば、さらなる白石ブランドの確立が図られると考えております。議員おっしゃるように超極早生のタマネギにつきましては私も承知をしているところでございます。しかしながら、超極早生につきましては栽培される生産者が今のところ少なく、量的にもそれほど多くないと聞いております。ただ、現在、生産者で呼びかけてグループまではいかんかもわからんとですけども、そういった形成をして面積を拡大したいという話があつてるようでございます。量的にどこまで伸びていくのかわかりませんが、まずは少ない面積から試験的に取り組んでいただきまして栽培技術の向上を図ってもらい安定的な出荷体制を確立していただくことが重要であり、それを道の駅のほうに出荷できれば幸いです。

と考えております。

以上です。

○中村秀子議員

生産者のグループで拡大をしながら生産していくということですが、非常に夏場に播種をして非常に難しい状況の中で育てていこうということで、非常に失敗も多いし経費もかかるとは思いますけど、そこら辺の助成もしていただければ、そのほかの農業の取り組む方もやってみようかという気になるんじゃないかなというふうに思っております。それで、先ほどそういうふうに新しいものをつくるというのは魅力的な作業でございます。5月16日付の佐賀新聞で佐大生が中心となっているSSJの活動が載っております。若者たちは農業に生き生きと取り組み、経営等も学んでおり、また白いトウモロコシや白いオクラ、白いサツマイモを道の駅に出すんだというふうな記事も載せておまして、何か楽しそうでいいなあというふうに思いました。農業の喜びというのはそういうところにあるんだなというふうに思っております。この方、やっている中心の方は、将来は畑の中に宿泊施設もつくりたいというようなことも載せておまして、夢が広がっておりますね。白石町のこれからの農業を支える人たちがこういう新しいものに挑戦するというようなことは非常に農業に夢を託せる、あっ、そんならやってみないと、農業っておもしろいなあと思うことが非常に大事なことだと思っております。現に難しい中であってまうけれども全国ブランドになっている川副の光樹トマトだとか、つい最近玄海町のミニトマトの甘さに驚いた品種がございました。先生、これを食べてみてんですかといって食べたら、本当に甘くてびっくりしたところでした。また、福富産のトウモロコシにしたって、今は10日はトウモロコシ祭りがありますが、そのときには長蛇の列が出るように人が来ていただきます。うちの有明の中では「咲姫」というイチゴの品種で超甘いイチゴを開発されたり、また他町の太良町ではミカンの改良にもいろいろされていると思います。農業のおもしろさというのはこのように新しいものに挑戦する、何かをやってみる、何かをつくり出すということが非常に大きいのではないかなあと思います。しかしながら、失敗があると生活が成り立たないというのが現状で、失敗を許されないのが農業者じゃないんだらうかと思っております。これからの農業を考えるとときに農業を志す人が農業のおもしろさを味わえることが大切であると思っておりますが、長い目で見ても農業経営ではリスクを負い、新しい作物に挑戦することも大事だと思っておりますが、それらの農家のチャレンジや意欲を支える施策をどのように考えておいででしょうか。

○久原浩文産業創生課長

新しい作物に取り組むチャレンジについての御質問だと思っております。もちろんそういったチャレンジについては非常に歓迎するということか喜ばしいことだと思っております。ただ、先ほども議員おっしゃったようにリスク、そういった部分も出てくる、こちらとしてはまずは先ほど言いました少ない面積から、少ない面積から試験栽培等に取り組んでいただいて面積を徐々にふやしていただく、そういった部分が大事じゃないかと思っております。例にも出されました福富地域のスイートコーンについても、

当初は何人かの研究グループという形で発足して今のような面積拡大というふうになっております。町としてもこれは道の駅の端境期等の対策として昨年29年度から新規農産物の開発に取り組まれる個人、またグループに対しましては種子代とか、それから肥料、農薬、資材等として補助を行っております。上限が5万円とはなっておりますけれども、そういった形で取り組まさせていただいている状況でございます。

○堤 正久農業振興課長

農業振興課で所管しておりますのが、午前中も御答弁したんですけれども、農業次世代人材投資資金経営開始型で年間150万円の交付金を交付する事業でございますが、この事業の中で農家の後継者が家の農業の一部を継承する場合は新規就農者、全くの新規就農者と同等のリスクを負うということで、そういう交付金を受けられる方については新規作物を作付していただくということがその交付の要件になっておりますので、そういうチャレンジも農業後継者の方はしていただくということになっております。

以上でございます。

○中村秀子議員

そのように白石の農産物が少しずつ多様性に富み新しいものになっていることを非常に期待しているところです。

また、最後ですが、農業の後継者不足は顕著で、若者の就農は多くありません。しかし、資料をつくってもらっておりますけれども、60歳になるとふえます。これは退職、いろんな企業を退職した後に就農するということだろうなあというふうに思っております。しかも85歳まで就農されております。この間25年、85歳以上やけん、ひよっとしたら100歳まであるかもしれませんですね。60歳から、やっぱり60歳といってもまだまだ農業者としては若い部類に入るかと思っております。そういう方も若者がいないんじゃないかと60歳以上の確保というのは一般企業を退職した後の就農者というのは我が白石町にとっては大きな戦力ではないかなあというふうに考えております。しかし、60歳を過ぎてからの一年一年はとても貴重です。そのような方が退職と同時に施設園芸にチャレンジしたり大規模に経営を考えたりすることも本町の農業の大きなブランドづくりになることだと思っております。そのような方が一般企業退職と同時に就農できるように兼業農家のときに認定農業者として認定されるような規制の緩和についてできないのか、また企業年金等をお持ちになって農業経営にチャレンジできるというのであれば、ある程度の本当に専従でされている人以上にいろんなことにチャレンジできて新しい白石の農業の未来を築くことになるんじゃないかなと思っておりますが、その点についてお考えをお聞かせください。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただきます。

他産業を退職後に就農する方の支援策についてでございます。これらの方々には退職前も兼業農家として自営農業に従事されており、会社退職を機に農業に専念するよう

になったという場合がほとんどではないかなあというふうに考えております。農家の高齢化や農村の加速化が進む昨今、定年帰農者は地域農業のもちろん担い手として大きな期待を集めているものでございます。もともと実家が農家であり、会社の退職を契機に農家を継ぐ形で就農するケースでは、昔から農家の息子として親の背中を見て育ったため農業は何たるかを御存じ、肌で感じていらっしゃることもあるし、農作業の手伝いもなさっていて、相応の栽培知識もあるものだというふうに思っております。御質問の認定農業者の件ですけれども、認定農業者制度につきましては、農業経営者が作成する農業経営改善計画、これは5年間の計画となっておりますけれども、その内容が町において策定をいたしています農業経営基盤強化促進基本構想に照らして認められた場合に認定農業者として認定される制度でございます。認定農業者になるためには主な要件が2つほどありますけれども、所得が400万円以上ということで、少なくとも1,000万円以上の収入がなければクリアしないのではないかとこのように思っておりますけれども、所得が400万円以上、もう一つは農業従事要件で従事日数が年間250日以上、年間の従事時間として2,000時間以上でなければならないというようなことで白石町では認定基準を持っております。退職後、すぐに施設園芸とかをやりたいということでございますけれども、補助事業の実施要件、白石町では佐賀園芸とか産地パワーとかさまざまにおいて補助事業を実施しておりますけれども、この補助事業の実施主体の要件では、例えば一番要望があります県単事業の佐賀園芸農業者育成対策事業、この要件は2戸以上の農業者が組織する団体、また新規就農者が要件でありまして、決して認定農業者でなくては採択要件を満たさないということではなく、認定農業者でなくても2戸以上の組織する団体と、そういうもので組織できれば要件を満たすこととしております。国の事業、産地パワーアップ事業においても同様の要件となっておりますので、定年帰農者においても前年に要望されて退職後事業を実施することは可能だと思います。

以上でございます。

○中村秀子議員

本町では認定農業者の規定でそのようになっております。他市町では兼業農家も十分に予測で何年後にはこういう所得を受けられます、何年後にはという予測が立てば認定農業者に認定できるというような制度を設けている市町もございます。白石町にとってどっちのほうがいいか、やっぱり農業者をふやす方向で施策だとか条例とかを決めていくべきじゃないかなあというふうに思っておりますので、今後よく御検討していただければと思っております。

これで質問終わります。

○片渕栄二郎議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時14分 休憩

14時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

それでは、今期6月議会最後の質問者ということで、今回も町の課題について最後まで皆様方と議論を深めていきたいというふうに思います。最後までよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、本町における子ども・子育てに係る支援策について質問をいたします。

本町においても少子・高齢化の進展が顕著であり、少子化は地域における活力の低下を及ぼし、今でも浮立や祭りなど伝統文化の継承には各地域においても非常に危機感を抱いておられるところです。今や全国の自治体では今住んでいる若者に子供を産んでもらうこと以外に子育て支援策として子供の医療費の軽減、給食費の無償化などを充実させるとともに子育て世帯に引っ越ししてもらい定住化してもらうための対策にも力を入れておられます。最近の新聞などで報道されているもので基山町では子育て世帯向けの賃貸マンションをPFI方式で建設するというふうにされています。家賃も国庫補助があるため相場よりも安く、また維持管理も民間が行うというふうにされており、太良町においてもPFI方式で地域優良賃貸住宅を建設され、4月には子育て世帯や新婚夫婦ら40世帯、130人が入居されたというふうな報道がされており、小城市においては、市内に住宅を取得した人への定住促進奨励金を110万円に拡充されたとの新聞報道がございまして、このことから推測するに、各自治体が欲しいのは子供ではなく、その親ではないかというふうにも思います。彼らが都市部で受け取った給料を町内で消費をしていただければ町の経済が潤うとともに住民税の収入も期待できます。近隣の自治体同士で子育て世帯の人口の奪い合いになっているのではというふうに危惧をいたします。しかし、子育てと定住のパッケージとしての魅力ある政策、施策を展開できる市町ではこのような例の施策は成功するのではないかとこのふうにも考えます。未来永劫定住していただけると考えた場合、費用対効果は抜群の施策ではないでしょうか。単なる補助金合戦や1年限りの給食費の無償化など一過性の施策ではなく、白石町に将来にわたって定住しようというふうに思っただけのような、そのようなパッケージでの施策の検討というものを期待をしております。

それでは、質問の本旨に戻りますけれども、第2次白石町総合計画において少子化対策は最優先課題であるというふうに考えられ、子育て支援などと組み合わせた定住に取り組むとともに保育ニーズの多様化にも対応していくというふうにされており、また、平成27年3月には本町の子育て支援の総合的な計画となる白石町子ども・子育て支援事業計画が策定をされ、5年間の事業計画が示されており、近年は幼児教育に対する保護者のニーズがふえ、特色ある保育園や幼稚園に入園させたいというふうな声も多く聞くようにもなりました。また、ゼロ歳から5歳までの時期は人としての成長の土台をつくるという上でも非常に大切な時期であるとともに保護者の意

識も変化してきているというふうに思われるところです。しかしながら、全国的には待機児童の問題など解消できない自治体も多いというふうな報道がされており、保育所の整備等も追いつかず、とても保護者のニーズに対応しているとは言いがたい状況であるかというふうにも思います。2年ほど前に、「保育園落ちた、日本死ね」というふうに書かれた匿名ブログに多くの方が共感され話題になったことがございましたけれども、女性活躍推進がかけ声倒れにならないように子供を産み育てやすい環境整備が進むことを切に願うところでございます。

初めに、白石町子ども・子育て支援事業計画について質問いたします。5年間の事業計画のうち3年が終了し4年目を迎えておりますが、新しい支援制度のもとで各種事業に取り組みられてきているというふうに思いますが、特に力を入れてきた事業、そのニーズの見込みと実績についてお伺いします。また、各種事業において保護者や子供本位の施策となっているのか、保護者や事業者からの意見を踏まえてどのような課題があったのか、あわせてお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

白石町の子ども・子育て支援事業の実績についてまずお答えいたします。

本町では子ども・子育て関連の三法の成立によりまして平成27年3月に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づき現在11の事業を実施しております。子供の健やかな成長と保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、全てに事業に力を入れて取り組んでまいりましたが、特に力を入れてきた事業の実績を申し上げますと、放課後健全育成事業、学童保育でございまして、が上げられます。平成27年度から対象児童を小学3年生から6年生まで引き上げております。それから、平成28年度から開設時間を19時まで延長し、保護者が利用しやすい環境を整えたことにより利用者人数が平成26年度の205名から平成30年度は314人に増加しております。また、地域子育て支援拠点事業として乳幼児と保護者が一緒に遊んだり子育ての悩みを気軽に相談したりお互いの情報を交換したり自由に交流できる場所をゆめてらすで提供しており、平成29年度は延べ1,953人の保護者と2,478人の子供の利用がっております。ほかにも利用者支援事業として療育の必要性がある子供とその保護者の子育ての相談を行う親子相談室、毎日子育てでお忙しいお母さんへ子育てを楽しむために情報提供を行い母親同士の交流の支援を行うママカフェを年10回開催しており、参加したお母さんからは子供と一緒に楽しめた、ほかのお母さんと友達になれてよかったと毎回好評をいただいております。事業に取り組んであらわれてきた課題やニーズにつきましては、例えば学童保育や保育園の延長保育の開所時間の延長を実施いたしますとファミリー・サポート・センター事業の利用者が減少する傾向にございます。利用する場所などの環境づくり等が課題となっております。利用者のニーズにつきましては、子育て中の保護者を対象にアンケートを実施し、どのような事業が本当に必要とされているのか白石町子ども・子育て会議のほうで検討を行い、平成32年度策定の新策定には次期子ども・子育て支援事業計画に反映させていきたいと考えております。また、事業を実施していく中での利用者からの要望については、できることはその都度対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

今の答弁からも多種多様な保護者からのニーズに応えているということで、本当に努力をされ、一定の評価をすべきことだろうというふうにも思っております。平成30年度における町内の町立保育園及び私立保育園の今の現在の定員と入園者数の状況をお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

平成30年度における町内の町立保育園、私立保育園の定員と入園者数の状況についてお答えいたします。

現在、町内には町立保育園1園、町が設立し保育園の運営を委託している公設民営の保育園が5園、私立保育園2園、認定こども園が1園ございまして、園ごとの定員と入園者数について平成30年5月末においての数字をお知らせします。

あかり保育園、利用定員90人に対し81人、福富保育園、利用定員190人に対し160人、六角保育園、利用定員90人に対し87人、福田保育園、利用定員50人に対し57人、有明わかば保育園、50人に対し58人、有明みのり保育園、50人に対し45人、須古保育園、90人に対し78人、有明ふたば保育園、120人に対し118人、有明幼稚園が126人に対し122人でございます。合計の利用定員856人に対し806人の入園者となっております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

今現在の数字をお聞かせ願いました。それでは、今の町内の町立保育園、私立保育園に入園をしようとする際にいろいろな手続等を踏まなければならないというふうに思いますけれども、この入園に係る申し込みから入園決定までの流れについて説明をお願いいたします。また、優先順位など勘案すべき事項がございましたら、そこもあわせてお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

保育園の入園に係る申し込みから入園決定までの流れについてお答えいたします。

新年度の入園につきましては、白石町の保育施設、公立1、私立2、公設民営5、認定こども園1の部分がございます。認定こども園の保育園部分への入園を希望する方について対象として入園申し込みを受け付けております。また、認可保育園の保育の実施、決定については、公立、私立を問わず町が実施するように児童福祉法で定められ、保護者から希望保育所への申し込みがあったとき保育に欠ける要件を満たしていれば町は児童を保育所において保育しなければならないとなっており、町は保育の実施責任がございます。保育園への入園申込方法につきましては、毎年10月号の広報紙に受け付け期間や必要書類等を掲載し、11月から役場保健福祉課で入所申し込みを受け付けております。既に保育園に通っている在園児の場合は、事前に必要書類を保育所を通じて保護者に配布し、役場に申し込みに来なくてもいいように11月の決ま

った日時に役場から各保育園に赴いて受け付けを行っております。申し込みの受け付け後は保護者の就労など保育を必要とする理由や保育時間の認定、保育園との入所調整を行い、2月に保護者宛て入所決定通知を発送しております。また、この時点で中途入所を希望する方も同じく申請を受け付けておまして、またそのほかにも随時受け付けも行っております。今現在待機児童はおりませんが、待機児童が発生した場合は、保育所入所選考点数表に基づきまして祖父母との同居状況や世帯の状況、保育を必要とする要件などから優先順位をつけ、保育の必要性の高い子供から入所することといたしております。また、4月当初の入園申し込みでほかに利用可能な保育所がありながら特定の保育所のみ入所希望で保育所が入所可能な人数が年齢ごとの諸要件で入れなかった場合につきましては、同様の保育所入所選考点数表に基づきまして優先順位をつけて保育の必要性の高い子供から入園することとしております。この入所選考点数表は保育に欠ける度合いを数値化したものでございまして、点数については雇用者はフルタイムがパートよりも高く、自営業者や農漁業者は事業主の中心者であれば高く、専従者とか協力者は低いこととなります。優先順位の高い子供から入所を決定することとなります。

以上でございます。

○重富邦夫議員

先ほどの答弁の中で待機児童は発生をしていないというふうなことでございました。それでは、その待機児童というものが一体どこからどこまでが待機児童というふうな枠の中にくくられるのか、その定義について説明をお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

待機児童の定義ということでございます。待機児童の定義と本町における待機児童の有無についてお答えをいたします。

待機児童とは保護者の就労や病気などの理由により保育所を利用することができるにもかかわらず保育所が不足していたり定員がいっぱいであるために入所できずに入所を待っている児童のことと定義されております。共働き世帯や就学前人口の増加による自治体の保育の受け皿整備のおくれなどが原因となり、1990年代後半以降、特に都市部で待機児童が増加しております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

それでは、先ほどから質問の流れといたしまして事業の実績と課題、保育園の定員と入所者数及び申し込みから入園決定までの流れ、待機児童の定義というふうに御答弁いただきましたけれども、私のもとにこの保育のことに关しまして町民の方からちょっとこのような声が寄せられております。育児休業中の取り扱いのことでございませけれども、現時点で2人の子供を保育園に通園をさせていて第3子のお子さんを出産予定であると、その後に家庭のほうで話し合いをし、両方ともその保護者の方は仕事を持っておられて、じゃこの後の子育てをどうしようかということで話し合われた

結果、育児休業を取ってしっかりと子育てに専念しようというふうな選択をされたというふうなことで園のほうに伝えたところ、結果としては育児休暇で家にいるならば退園になりますと、在園児がですね、退園になりますというふうな説明を受けたということでございます。待機児童の定義が先ほど示されたわけで、その定義の中に合致をするのかと言われれば、このケースはどうなのかというところも確かにございます。その上で待機児童がないということでございましたけれども、これ待機児童ではないけれども隠れた待機児童であるというふうな位置づけを、私はそのように捉えております。まず、こういった場合に対して課題、ルール上、きちんと守られた上でのことだというふうには私は確かにそれはそれであるのだろうというふうにも思っていますが、まずこういった場合に対してこのこと自体をそもそも課題だというふうに思うのかどうか、またそれが課題があるとすればそれは何なのかというところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○大串靖弘保健福祉課長

議員言われるそのことにつきましては、1年以上の育児休暇取得に関することだと考えております。うちの白石町の規定によりますと、その第3子の誕生日、1歳になる月の月末までの入園を認めております。その後につきましては、育児休暇をとられる場合につきましては一緒にお子さんも第1子、第2子まで見ていただくようにということでお願いをしておりました。そのことにつきましてはの問題につきましては保育園の対応については問題ないというふうに思います。そして、疑問とかそういったものがある場合には保健福祉課のほうに問い合わせをしていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

約半年間の保育の延長ということでその対応を講じられてるというふうなことでございましたけれども、実際保育園を退園を仮にするというふうになるなら、出産をすれば現実に3人の子供を育児をしなければならないというふうな状況になるというふうなことは当然のことでございます。その状況の中に皆様方ももうほとんどの方が子育て、もうやられてきてる、経験をされてきてる皆様方でございまして、そういったところがそのときの気持ちがどうだったのかと今思い出していただくと、少しでもこの方の気持ちに寄り添えるところもあるんじゃないかというふうにも思いますけれども、そこの中に男の子がいたらさらに大変になる、一概に男の子だから子育てが大変ということではなくて一般論として捉えていただきたいというふうに思いますけれども、また育児休業を使って子育てに専念したいんだけど3人も見なければならぬ、ましてや上の子はことし4歳になり、身体も発達し、安定したコミュニケーションもとれるようになり、集団生活においてさまざまな経験をし発達していく多感な時期でもあり、保育園に通園し出して環境にもなれてきている、園児同士の友達関係も構築されてきている、それでも要件外というふうなことになるれば退園しなければならないというふうになれば、結局は育児休業を返上して仕事に復帰したほうがましだ

というふうに、このような流れに大体はなってくるんですね。育児休業の意味がないんですよ、これ。育児休業普及啓発というものに取り組むのであるなら、こういうことこそ保育のことも含めてパッケージで私は進めていくべき事案じゃないかというふうに感じておるところなんです、いかがお考えですか。

○大串靖弘保健福祉課長

母親が育児休業であった場合の保育園への入所の取り扱いについて再度御質問でございます。育児休業中の入所の取り扱いにつきましては、母親が育児休業を取得した際に上の子供が既に保育園を利用しており継続して利用することが必要と認められる場合に認められており、最長で出生児の年齢が1歳になるまでの年の年度末まで保育園に通うことができるよう今年度から改正をいたしております。昨年度までは有効期間を出生児の年齢が1歳に達する月の末日までというふうにしておりましたが、育児・介護休業法が改正となったり出生児童が保育所に入れない場合は育児休業期間が最長2歳まで延長できることとなったということも踏まえまして、また年度途中でせつなくなれ親しんだ保育園を退所することは児童にとりましても子供の発達上、環境が変化することは好ましくないこと、育休中の間、安心してゆっくと育児に専念することで子供への最善の利益を目指すべきとの考えから今年度から変更いたします。

以上でございます。

○重富邦夫議員

なにがしろ前向きに対応していただいているというふうなところの答弁だったというふうに思いますけれども、ここで育児退園処分取り消し訴訟というものが他の自治体で訴訟が行われている分がございまして、そこの紹介を一部させていただきたいというふうに思います。これは、今私が紹介したものと必ずしも合致をするという内容ではないのかもわかりませんが、育休に対しての退園という部分で一緒だったのですから、そこを少し紹介したいというふうに思います。これはある自治体が、恐らく待機児童がたくさんいるところであったんでしょう。待機児童の解消をするために育児退園制度というものを自治体自体が導入をしていたと。そしたら、当該園児がゼロから2歳児であるとき、原則として当該園児を退園させるというふうな制度をとられていた。必ずしも退園ということではなくて、必要認定の基準というものも設けた上でということ導入をされてるんだらうというふうに私は推測をしていますが、この中身としてどのようなことが裁判、訴訟で争われたのかということ、争点として重大な損害を避けるため緊急の必要があるか否か、本案について理由がないと見えるときに当たるか否か、内容としては重大な損害を避けるために緊急の措置があるかどうかということは、裁判所のほうからは幼児期は人格の基礎を形成する時期であるから、児童にとって幼児期にどのような環境のもとでどのような生活を送るか、こうした人格形成にとって重要な意味を有するものである。そして、児童は保育所等で保育を受けることによって集団生活のルール等を学ぶとともに保育士や他の児童等との人間関係を結ぶこととなるのであって、これによって児童の人格形成に重大な影響があるの

は明らかであるという、退園をするということはそのように重大な影響があるというふうには裁判所のほうは判断しておられます。また、こういう子供の人格形成をする大切な時期に裁判をやったり長い時間かかったり、またそういう条件で退園させられたり、事後的な金銭賠償が仮に発生したとしても、それをその損害を避けるための幾ら金銭賠償をしたところで、その子供が保育を受けようとする大切な時間は戻ってこないというふうにもこの裁判で言われております。そこの自治体からは児童は多様な生活環境の中で多様な経験、習慣、社会体験及び家庭環境のもとで育まれるものであるから、本件かく決定がされたことにより本件保育所で保育を受けられなくなったとしても損害が発生することはない。仮に保育所で生活が児童の人格形成に一定の影響を与えることがあったとしても保育所における人間関係や生活を保障するために保育所に入園させたり継続利用させたりしなければならない性質のものではないし、そもそも児童の人格形成において保育所以外の環境が悪いということには当たらないというふうには主張をされております、この自治体は。しかしながら、地裁の判決といたしまして退園処分の執行停止というふうな判決がされて、同様の訴えが何件か保育所に通園、同じような裁判が起こされると。結局は通園することが可能になって訴えの利益がなくなった訴訟自体が取り下げられてこれは終結をしておるという事例があるということを御紹介しておきます。そういったことから、幼児期の人格の基礎を形成する大切な時期において断じて訴訟など起こされる事態になってはいけないと。また、保育を必要とする理由の中に就労の証明書の提出が必要というふうにも書かれております。例えば自営業の方が保育園に入所の申し込みをしたとしましょう。自営業ですから民生委員の方を通じて証明していただくんですけれども、自営業ですから就業時間であったり就業の日数であったり天候であったりとさまざまな状況があり、業務形態が一律ということでないため、内容としては割と融通がききやすいというふうに思います。しかし、外勤の場合はほとんどの方が勤め先からの証明で時間も日数も定められていて、なかなかそういったところで融通がきかないというわけがございます。すなわち証明書を出したからといって現実の就労の実態と合わないだとか、見たり聞いたりしたら、そういうところで若干の人の感情といいますか、不平等感という感情を抱いたりすることもあるんじゃないかというふうに思います。この不平等感を持たれるということは、事業設計であったり調査方法等を見詰め直す必要があるのではというふうにも感じます。また、この不平等感をそのままにしておけば、先ほど紹介したように訴訟に発展していく可能性も否めないわけございまして、総合計画にも子供を産み育てやすい環境の整備というふうにありますように、社会では少子化だから子供を産んでくださいという思いが高まっている中、子供が欲しいけれども育てる環境に対してネガティブな感情を抱かれると、なかなか子供の増加にもつながらず、子供を産み育てるということに何かひっかかりがあっはいけないんじゃないかと、このようにも思います。また、保育園の保育所の民営化を推進するのであれば、このような環境の整備をしっかりと整えた上でシフトチェンジするのが責任を負う行政の務めだというふうに感じているところでもございます。事業計画の5年を待たずして環境改善に取り組んでもらうことを要請いたしますが、町長、担当課長ともに答弁願いたいと思います。

○大串靖弘保健福祉課長

白石町の活力を生むためには少子化対策、子育て支援については非常に重要な施策になってくると考えております。また、子供を安心して産み育てる環境をつくることも極めて大切なことだと思っております。子供を育てるといのは保護者の方々の責任も重大でございます。保護者の皆さんが仕事や子育ての両立ができる環境の整備やこれまでの子育ての支援策の継続、新たな子育て支援策として各家庭の事情に合わせた多様な保育事業、地域の子育て情報の発信、子育て支援サービスを推進する体制づくりなど子育てしやすい環境を整備し、安心して産み育てる環境づくりにも今後も取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田島健一町長

私のほうからも答弁をさせていただきます。

国や県の関係機関と協力しまして国、県が行うべきこと、そして私たち町でできることを踏まえまして町民の皆さんのニーズに合った施策や事業や地域の子育ての情報の発信、子育て支援サービスを推進する体制づくりなど子育てしやすい環境を整備し、また改善も進めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○重富邦夫議員

それでは、2項目めのひとり親家庭の支援策について順次質問いたします。

ひとり親家庭が近年増加していると報道されておりますが、本町における状況はどうか、支えてくれる家族や親戚の方が近くにいないと色々な悩みや問題を抱えている方も多いかと思います。周りの方と協調がうまくいかずひとりぼっちであったり、助けを求めたいけれどもさまざまな感情が錯綜して助けを求め切れないだとか、そういった支援が必要となる方の把握の方法と相談体制というものはどのようにされておられるのかお伺いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

白石町のひとり親家庭の状況についてお答えいたします。

現在、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成事業で把握させてもらっている方は平成30年3月末現在で247人でございます。白石町の受給者数としては毎年多少の増減がございますけれども、ここ数年は横ばいの状況となっております。支援が必要な家庭の把握につきましては、乳幼児がいる家庭は乳幼児健診での相談、小・中学生がいる家庭は学校経由での相談などで把握を行っております。また、児童扶養手当の現況届に来庁していただいた際に県が作成しているひとり親家庭のしおりを配布し、支援の内容、問い合わせ、相談先をお知らせしています。町での相談体制につきましては、生計、育児や家事、仕事や住居などの問題、子供の教育の問題など保健福祉課で相談を受け、必要であれば関係機関につなぐなどの体制をと

っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

それでは、具体的にひとり親家庭への支援策というものは、どのような支援策があるのかお伺いします。

○大串靖弘保健福祉課長

ひとり親家庭の支援策ということでございます。ひとり親家庭の支援策につきましては、経済的支援として児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成、福祉資金の貸し付けなど、就業支援といたしまして母子家庭等就業支援講習会、自立支援教育訓練給付金などがございます。生活支援といたしましては、ひとり親家庭等日常生活支援、母子生活支援施設などがあります。児童扶養手当につきましては、前年の所得、子供の数などで支給額が決定されます。ひとり親家庭等医療費助成につきましては、ひとり親家庭の親への医療費助成は20歳未満の児童を養育している方に、子供の医療費助成には18歳に達した日の属する年度の末日まで、1月で1受診につき500円を控除した額の助成を行っております。

福祉資金の貸し付けにつきましては、技能習得資金、就学資金、就職支援資金、生活資金など低利もしくは無利子で貸し付けが行われます。ほかに税の所得控除や保育料の軽減、JR通勤定期の割引など優遇措置もございます。また、職業訓練期間中の経済的負担の軽減を図る高等職業訓練促進給付金などの就労支援などもございます。先ほどの相談体制とも重複いたしますが、困ったときの相談窓口として役場の保健福祉課を初め県保健福祉事務所、ひとり親家庭サポートセンター、佐賀県生活自立支援センターでの生活全般での相談を受け付けております。

以上でございます。

○吉岡正博学校教育課長

ひとり親家庭の支援策につきまして、学校教育課ではひとり親に限定するものではないですが、経済的理由によりまして就学が困難な児童・生徒に対しまして要保護、準要保護として支援を行っております。そのうち、ひとり親世帯の割合が平成29年度は準要保護で88%となっております。要保護につきましては生活保護世帯が該当いたしますので、特に手続は必要ございませんけれども、準要保護につきましては申請をしていただいて教育委員会のほうで審査をして援助となります。この援助費につきましては、就学に必要な経費の一部を援助することによりまして児童・生徒誰もが義務教育を受ける権利を保障するものでございまして、白石町就学援助費交付要綱に基づきまして援助費の支給を行っております。

具体的に準要保護の援助費につきましては学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療費、医療費につきましては特定の疾病という条件がございしますが、またほかに新入学児童・生徒の新入学用品費等を支給しております。要保護につきましては生活保護からの支給がございしますので、その内部につきましてこ

ちらのほうで支給をしております。こういうことで要保護、準要保護の就学支援につきましては保健福祉課と十分な連絡を取り合って支援をしている状況でございます。以上です。

○重富邦夫議員

それでは、児童扶養手当について質問をいたします。

端的に質問しますが、児童扶養手当について現在まで不正受給の通報の件数とその後の調査と対応についてお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

児童扶養手当の不正受給の件についてでございます。

児童扶養手当の不正受給が疑われる通報は平成28年度で3件、平成29年度で4件っております。通報があり不正受給が疑われる場合は受給者の方と連絡をとり、訪問または役場で面談を行い、状況を聞いております。受給資格を喪失している場合は受給資格の消滅の手続きをとっていただいております。通報の中には全てのひとり親の方が児童扶養手当を受給されていると思っておられまして、受給されていない方への不正受給の通報もあっております。ほとんどのひとり親の家庭は一生懸命に子育てに頑張られております。通報があった場合でも家庭の事情を知らない場合や受給資格の要件を誤って認識されての通報の場合もあるため、慎重な対応をとることを心がけております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

それでは、ちょっとこれ私の疑問なんです、例えば現住所に確実に生活実態があるのかであったり、週に3回そこで寝泊まりをして、残りの4日は別の実家や別のところに寝泊まりをしていたというふうな状況であるなら、そういうときはどのような判断になるわけなんですか。お願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

生活実態がその住所以外のところにある場合ということでございます。実家で両親とお住まいのひとり親の方でも、その世帯の所得状況では児童扶養手当を受給されている方は多くいらっしゃいます。生活実態が週半分以上近くの実家で過ごされていても問題ない場合もございます。実家以外の別のところでおつき合いをされている方の援助や、それから事実婚と思われる状況であれば受給要件を喪失していることとなります。いずれにいたしましても状況を聞き取り判断することになろうかと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

大変難しいところだろうというふうに思います。2010年の段階で児童扶養手当の受給者は全国で100万人を超える数になっております。離婚率も年々増加をし、児童扶

養手当に割かれる税金も膨大な金額というふうになっております。税金はなかなか無限でございませんで、時として必ず形を変えてくるというふうに思います。このまま児童扶養手当にじゃんじゃん税金が使われることになるのかといえば、今の現代はこれは政治というものは生き物でございませんで、そういうことではないようにも考えられます、可能性は考えられますということですね。そういったところも踏まえて現状を適切に把握をするためには、私としては今のところ先ほどの答弁でも訪問、面談をされてるというふうなところでもございました。確かにそこしかないだろうとも思いますが、訪問をして実態把握をするしかないというふうに思っておりますが、適正な受給を行うため調査は必至事業だというふうに思いますが、その調査の段階でプライバシーに立ち入らざるを得ないとき、こういうとき、なかなかこれは難しいところでございますけれども、こういうときはどうされるのかお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

プライバシーに関することでございますけれども、児童扶養手当の支給主体は佐賀県となっております。現在、県が示したマニュアルに沿って対応しておりますが、適正な支給を行うために受給資格の要件にかかわることであればプライベートにも当然聞き取りを行わせていただいて対応させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○重富邦夫議員

今、答弁願いましたとおり、このような実態把握の調査等が今後始まる子供の貧困対策にも少なからずかかわってくることだろうと思っておりますし、実際に児童扶養手当というのは本当に非常にありがたい制度だというふうにも思っております。身を削るような思いで頑張っているひとり親の方からすると、周りの疑わしい話を聞いたり、またそういったところを目の当たりにしたり、あれ、何で、これでいいのかという、そういう感情というものを持たれる方もいらっしゃいます。先ほど答弁の中にもありましたが、誤った認識であったり、その受給を、そもそも受給をしてるかしていないかもちょっとわからずというふうなことでの誤報ですね、そういうこともあるという中で、そのような感情を持つ方もいらっしゃると。白石町の財源ではなく国からの支給ではあるものの、出どころが違うだけで、皆様方からいただいた貴重な税金ですので、不平等という疑念を抱かれないような対応への心がけを望みます。そういったところはどのようにお考えなのでしょうか、お願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

大変頑張られてるひとり親の方もおられます。頑張られているひとり親の方が不公平感を持たれないように、また貴重な税金を大切に生かすために現状でも適切に対処しておりますが、今後も県と連携、協議しながら不正受給がないよう対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

このことは本当にデリケートな部分というものが大いにかかわってくるところでございますので、しっかりと調査をしていただきたいというふうに思います。このひとり親家庭の児童といえ、そうでない児童からすれば家庭環境が大いに違うことであり、そういったところから学校関係、学校に行ったりしたときもどのように環境の変化というものに対応していくかというところも学校側としても大変に苦悩されて対応されることだろうというふうに思います。今期6月議会、最後でございませう、教育長、この学校にひとり親家庭の環境の中で育った子供とそうでないところで育った子供、そこをあわせて学校で教育をしていくということに対して教育全般のおさとしての目線からどのようにお考えになるのか、突然ではございませうけれども答弁願いたいというふうに思います。

○北村喜久次教育長

ひとり親につきましては、白石町の現状では今11%ほどいらっしゃるようですね。ただ、ひとり親だからといって全てマイナスかということとは当然ありませんで、ひとり親でもしっかりと子供を育てておられるところいっぱいあります。ただ、やっぱり経済的なこと、仕事のこと、子育てのこと等でいろんな悩みを抱えて孤立傾向、あるいは余裕がない、そういう方が確かにいらっしゃいます。そういう意味でまさにこれコミュニティ・スクールにも大きくかかわってくるんですが、学校と家庭との緻密な連携、子供をどういうふうに育てるかということをしつかり共有して、そういうことが必要だと思ひます。特に子供さんについてはいかに自信を持たせるか、自己肯定感を高めるか、そういう意味で、ささやかですが今コミュニティで具体的な実践目標を4つ掲げてますね。例えば挨拶のこと、これは学校ではなくて家庭でのことなんです。いろんな関係がございませうが、全ての人間関係の中で一番重要なのは親子の関係ですよ、夫婦関係、恋愛関係、友達関係、上司との関係ありますけど、ここの冷え込みが最も子供たちに影響が大きいんです。そういうことをしつかりわかっていただひいて、お互いに胸襟を開いて連携、協力していけるような体制を今後ともしつかりと構築できるように少しずつ積み重ねて頑張ってまいりたいと思ってるところです。

○重富邦夫議員

縮めの答弁にふさわしい内容でございませう。ありがとうございます。

このようにひとり親の支援にしても子育ての環境にしても、いずれにしても定められた法律にのっとり事業も手続も行われているという中、法というものは必ずしも万能というわけではございませうで、その時々町の皆様のニーズ、白石町の実情に合った運営のやり方等、我が町が持てる裁量の範囲の中で町民の方の感情の面も含めた上で平等に対してお互いに突き詰めていくということをし上げませうして私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで重富邦夫議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。
6月11日月曜日は議案審議となっております。
本日はこれにて散会します。

15時26分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年6月8日

白石町議会議長 片渕 栄二郎

署名議員 定松 弘介

署名議員 川崎 一平

事務局長 小柳 八束